

○第百四回国会

一、本会議の審議概要

○昭和六十年十二月二十四日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

日程第二 政治倫理審査会委員の選任

議長は、参議院政治倫理審査会規程第七条により政治倫理審査会委員を指名した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する

備

考

対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午前十時五分

○昭和六十一年一月二十七日 月曜日

開会 午後四時三分

元議員羽生三七君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに中詞をささげた旨報告し、その中詞を朗読した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財政に関し、平泉国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時四十七分

○昭和六十一年一月三十日 木曜日

開会 午前十時一分

一・二七 開会式

(衆議院)

一・二七 国務大臣の演説

二九・三〇 演説に対する質疑

日程第一 國務大臣の演説に関する件（第二日）

小野明君、上田稔君は、それぞれ質疑をした。

右の質疑中、徳仁親王殿下が傍聴にお見えになつたので、議長は、議院に紹介した。残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時十三分

○昭和六十一年一月三十一日 金曜日

開会 午前十時一分

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、鈴木省吾君、古賀雷四郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に石本茂君、平井卓志君、検察官適格審査会委員予備委員に小島静馬君（安孫子藤吉君の予備委員）、海江田鶴造君（八百板正君の予備委員）、国土審議会委員に中村太郎君、日本ユネスコ国内委員会委員に柳川覺治君を指名した。

日程第一 國務大臣の演説に関する件（第三日）

峯山昭範君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十八分

再開 午後一時一分

休憩前に引続き、中村鋭一君、赤桐操君、斎藤栄三郎君、本岡昭次君、高木健太郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後四時五十三分

○昭和六十一年二月十五日 土曜日

開会 午後零時三十二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に平岩外四君、航空事故調査委員会委員に榎本善臣君、幸尾治朗君、西村淳君、労働保険審査会委員に浦田純一君、溝邊秀郎君を任命することに同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君、館龍一郎君、航空事故調査委員会委員長に武田峻君、同委員に東昭君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

昭和六十年一般会計補正予算（第1号）

昭和六十年特別会計補正予算（特第1号）

右の両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

二・一三 昭和六十年一般会計補

正予算（第1号）

昭和六十年特別会計補

正予算（特第1号）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 昭和六十年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時

特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 昭和六十年分地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出、衆

議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後一時三分

○昭和六十一年三月十日 月曜日

開会 午前九時五十一分

三月一日の福岡市における渡辺通商産業大臣の発言について、中曾根内閣総理大臣及び渡辺通商産業大臣から発言があつた。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前九時五十六分

○昭和六十一年三月二十四日 月曜日

開会 午前十時三十四分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

右の件は、山内一郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、加藤武徳君を指名した。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に吉岡恵一君、堀家嘉郎君、沖崎利夫君、中尾辰義君、中沢伊登子君、同予備委員に佐久間彊君、大谷操君、瀬尾忠博君、松尾信人君、岡本丈君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に石坂誠一君、原子力委員会委員に門田正三君、藤波恒雄君、原子力安全委員会委員に大山彰君、御園生圭輔君、日本銀行政策委員会委員に川出千速君を任命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に本明寛君を任命すること

に全会一致をもって同意することに決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、赤桐操君、桑名義治君、近藤忠孝君、柳澤鍊造君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時三十一分

再開 午後一時十二分

国務大臣の報告に関する件（昭和六十一年度地方財政計画について）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、小沢自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、志苦裕君、中野明君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

（内閣提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後二時二十八分

○昭和六十一年三月二十八日 金曜日

開会 午前十時一分

三月二十五日の閣議後の記者会見における平泉國務大臣の発言について、中曾根内閣総理大臣及び平泉國務大臣から発言があつた。

日程第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に

掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に

掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の兩件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第三 郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の兩件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は

（衆議院議決）

三・二五 地方税法及び国有資産等所

在市町村交付金及び納付金

に関する法律の一部を改正

する法律案（閣法第八号）

三・二六 租税特別措置法の一部を改

正する法律案（閣法第七号）

全会一致をもつて可決され、日程第四は承認することに決した。

日程第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣

提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を

改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案（内閣

提出、衆議院送付）

日程第一一 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第一二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一〇及び第一二は全会一致をもつて可決、日程第一一は可決された。

日程第一三 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一四 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院

送付）

右の兩案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一三に對する討論の後、可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長發議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午前十時四十五分

○昭和六十一年四月四日 金曜日

開会 午後六時三分

昭和六十一年度一般会計予算

昭和六十一年度特別会計予算

昭和六十一年度政府関係機関予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三四、反対九七にて可決された。

昭和六十一年度一般会計予算

昭和六十一年度特別会計予算

昭和六十一年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・一四、一五 公聴会

三・六、七 分科会

三・八 可決

（衆議院本会議）

三・八 可決

日程第一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

閣提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一の議案は可決、第二及び第三の議案は全会一致をもつて可決された。

散会 午後七時四十六分

○昭和六十一年四月十一日 金曜日

開会 午前十時一分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、フィリピンに対する経済援助等に関する調査のため委員二十五名から成る対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会を設置することに全会一

（参議院予算委員会）

三・二〇

公聴会

四・一

集中審議（対外経済援助・円高）

四・二、三

委嘱審査

四・四

可決

（参議院本会議）

四・四

可決

致をもつて決し、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を審査するため委員三十名から成る補助金等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第一 東北開発株式会社法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第

五は全会一致をもつて可決、日程第六及び第七は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決された。

日程第 八 航空機工業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 九 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時二十四分

○昭和六十一年四月十八日 金曜日

開会 午後一時四十一分

日程第 一 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の

国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第 二 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 三 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二は全会一致をもつて可決、日程第三は可決された。

四・一二―一五 内閣総理大臣の海外

出張

（衆議院議決）

四・一五 東京湾横断道路の建設に関

する特別措置法案（閣法第

二四号）

四・一七 消費生活用製品安全法等の

一部を改正する法律案（閣

法第六四号）

国の補助金等の臨時特例等

に関する法律案（閣法第四

号）（修正）

（衆議院議決）

四・一八 地方交付税法等の一部を改

正する法律案（閣法第一七

号）

日程第四 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決、日程第五及び第六は全会一致をもつて可決された。

日程第七 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第八 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一〇は可決、日程第一一は全会一致をもつて可決された。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、青木新次君、大川清幸君、神谷信之助君、井上計君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後四時一分

○昭和六十一年四月二十三日 水曜日

開会 午前十時二分

議員元本院議長安井謙君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、秋山長造君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）

右の件は、中曽根内閣総理大臣から報告があつた後、野田哲君、黒柳明君、山中郁子君、関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めの件（衆議院送付）

（衆議院議決）

四・二二 研究交流促進法案（閣法第七四号）

（衆議院）

四・二二 内閣総理大臣の帰国報告、同質疑

日程第 四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二及び第三は全会一致をもつて承認することに決し、日程第四は全会一致をもつて可決された。

日程第 五 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 六 特定都市鉄道整備促進特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後零時九分

○昭和六十一年四月二十五日 金曜日

開会 午後三時三十二分

日程第 一 扶養義務の準拠法に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第 二 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行

に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

研究交流促進法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があつた後、稲村稔夫君が質疑をした。
散会 午後四時十七分

○昭和六十一年五月七日 水曜日

開会 午前十時二分

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、三塚運輸大臣から趣旨説明があつた後、小柳勇君、矢原秀男君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、補助金等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に岡本道雄君、山下勇君、公害等調整委員会委員に小玉正任君、綿貫芳源君、和田善一君、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、

五・四ノ六 第十二回主要国首脳会議

（東京サミット）

（衆議院議決）

五・六 日本国有鉄道の経営する事

業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第二〇号）

五・七 マルルーニー・カナダ首相

の演説（参議院議場）

岩村精一洋君、熊平肇君を任命することに同意することに決し、社会保険審査会委員に岡田達雄君、漁港審議会委員に佐々木隆人君、鮫島泰佑君、柴田章君、吹田安兵衛君、田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君、横山信立君、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

散会 午前十一時三十二分

○昭和六十一年五月九日 金曜日

開会 午前十時二分

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案（馬場富君外六名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、馬場富君から趣旨説明があつた後、可決された。

河野国務大臣は、右の決議について所信を述べた。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、竹田四郎君、多田省吾君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

五・八

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案（閣法第八五号）（修正）

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第五号）（修正）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
日程第二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提

出）

右の議案は、農林水産委員長から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時三十七分

○昭和六十一年五月十四日 水曜日

開会 午前十時三分

日程第一 安全保障会議設置法案（趣旨説明）

右は、後藤田国務大臣から趣旨説明があつた後、久保田真苗君、太田淳夫君、内藤功君、関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 生物系特定産業技術研究推進機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

（衆議院議決）

五・九 核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法

律の一部を改正する法律案

（閣法第五九号）

安全保障会議設置法案（閣

法第九号）

五・一二 連合王国チャールズ皇太子

殿下の演説（衆議院議場）

五・一四 テリス・ニュー・ジーラン

下国会副議長一行本会議傍
聴

付)

日程第五 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三及び第五は可決、日程第四は全会一致をもつて可決された。

日程第六 研究交流促進法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第七 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

1)(衆議院送付)

日程第八 昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

1)(衆議院送付)

日程第九 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

2)(衆議院送付)

日程第一一 昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

2)(衆議院送付)

日程第一二 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

右の六件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承諾するこ

とに決した。

日程第一三 厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一五 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院

送付）

日程第一七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内

閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一八 国会法の一部を改正する法律案（遠藤要君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略することに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、可決された。

散会 午後零時二十七分

○昭和六十一年五月十六日 金曜日

開会 午前十時一分

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案（成相善十君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、成相善十君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

羽田農林水産大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百四十二号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

日程第五 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めの件（衆議院送付）

日程第九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七は可決、日程第八は承認することに決し、日程第九は全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。日程第一一 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国民生活・経済に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査特別委員長から報

告があつた。

外交・総合安全保障に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長から報告があつた。

散会 午前十一時二分

○昭和六十一年五月二十一日 水曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府

との間の協定の締結について承認を求めの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 国有財産法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四及び第五は可決された。

日程第六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第七 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時五十一分

○昭和六十一年五月二十二日 木曜日

開会 午後一時三分

日程第一 昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関

（衆議院議決）

五・二一 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

係機関決算書

日程第 二 昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 三 昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第 四 国務大臣の報告に関する件（昭和五十九年度決算の概要について）

右の件は、竹下大蔵大臣から報告があつた後、梶原敬義君、服部信吾君、立木洋君、井上計君がそれぞれ質疑をした。

日程第 五 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 六 安全保障会議設置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

休憩 午後三時五十八分

再開 午後十時一分

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案（遠藤要君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、可決された。

日程第七乃至第五三の請願

北方領土返還促進に関する請願

右の請願は、農林水産委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、社会保障制度等に関する調査
- 一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会

一、フィリピンに対する経済援助等に関する調査

議長は、来る七月七日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、任期満了となる議員を

代表して副議長阿具根登君は、謝辞を述べた。

散会 午後十時二十分

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（八七件）（うち衆議院において前国会から継続三件）

●両院通過（七三件）

- 一 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 二 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 昭和六十年分地方交付税の総額の特例等に関する法律案
- 四 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案^修
- 五 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案^修
- 六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 七 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 安全保障会議設置法案
- 一〇 国立学校設置法の一部を改正する法律案^修
- 一一 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案
- 一二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案の一部を改正する法律案
- 一三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案^修
- 一四 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案
- 一五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 一六 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 一七 恩給法等の一部を改正する法律案
- 一八 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

（件名の上の数字は提出番号、件名の下に「修」は本院修正、「修」は衆議院修正を示す。）

二〇 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

二二 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

二三 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）

二三 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

二四 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

二六 厚生省設置法の一部を改正する法律案

二七 生物系特定産業技術研究推進機構法案

二八 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案（修）

二九 航空機工業振興法の一部を改正する法律案

三〇 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）

三一 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支

給に関する法律の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）

三二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（修）

三三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

三四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

三五 郵便年金法の一部を改正する法律案

三六 電波法の一部を改正する法律案

三七 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

三八 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

三九 特定都市鉄道整備促進特別措置法案

四〇 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

四一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

四二 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

- 四三 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
- 四四 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 四五 東北開発株式会社法を廃止する法律案
- 四六 環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
- 四七 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 四八 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 四九 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 五〇 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案
- 五一 郵便法等の一部を改正する法律案
- 五二 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案
- 五八 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案
- 五九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 六〇 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
- 六一 道路交通法の一部を改正する法律案
- 六二 著作権法の一部を改正する法律案
- 六三 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 六四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案
- 六五 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
- 六六 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
- 六七 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
- 六八 扶養義務の準拠法に関する法律案
- 七三 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案
- 七四 研究交流促進法案
- 七六 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
- 七七 農林中央金庫法の一部を改正する法律案
- 七九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八〇 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

八一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

八二 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

八三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

八四 国有財産法の一部を改正する法律案

八五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

(修)

八六 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案

●衆議院継続 (一六件)(うち衆議院において前国会から継続三件)

一〇 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

二五 老人保健法等の一部を改正する法律案

五三 日本国有鉄道改革法案

五四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案

五五 新幹線鉄道保有機構法案

五六 日本国有鉄道清算事業団法案

五七 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案

六九 鉄道事業法案

七〇 日本国有鉄道改革法等施行法案

七一 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

七五 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案

七八 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案

八七 船舶安全法及び道路連送車両法の一部を改正する法律案

第百一回 公職選挙法の一部を改正する法律案

第百三回 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

第百三回 職業安定法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了 (一件)

七二 地方自治法の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案（二二一件）（うち前国会から継続一〇件）

●両院通過（二件）

八 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一〇 国会法の一部を改正する法律案

●本院未了（一九件）（うち前国会から継続一〇件）

一 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

二 戦時災害援護法案

三 公衆浴場法の一部を改正する法律案

四 林業労働法案

五 育児休業法案

六 育児休業法案

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

九 原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一一 恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

集団代表訴訟に関する法律案

海洋開発基本法案

海洋開発委員会設置法案

都市緑化促進法案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

情報公開法案

人事訴訟手続法の一部を改正する法律案

国会第一百一回

国会第一百七回

国会第一百二回

●衆議院議員提出法律案（五九件）（うち衆議院において前国会から継続三六件）

●両院通過（九件）

二 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する
法律案

六 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法
律案

七 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

八 国会における各会派に対する立法事務費の交
付に関する法律の一部を改正する法律案

九 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す
る法律の一部を改正する法律案

一〇 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律案

二〇 社会保険労務士法の一部を改正する法律案

二一 地方自治法の一部を改正する法律案

二二 公職選挙法の一部を改正する法律案

●衆議院継続 (四五件) (うち衆議院において前国会から継続
三五件)

三 プライバシー保護基本法案

四 電子計算機を利用する個人情報処理業務の
規制に関する法律案

一一 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児
休業に関する法律の一部を改正する法律案

一四 中小企業庁設置法案

一五 日本鉄道株式会社法案

一六 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理
に関する法律案

一七 日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別
措置法案

一八 労働基準法の一部を改正する法律案

一九 住宅保障法案

二二 環境汚染及び道路損耗を防止するためのスバ
イクタイヤの使用の禁止等に関する法律案

二三 官公需についての中小企業者の受注の確保に
関する法律の一部を改正する法律案

二四 短時間労働者保護法案

二五 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する
法律案

二六 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する
法律案

第百一六回	母子保健法の一部を改正する法律案
第百一七回	児童福祉法の一部を改正する法律案
第百一九回	水俣病問題総合調査法案
第百二〇回	環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案
第百二一回	外国人登録法の一部を改正する法律案
第百二二回	武器等の輸出の禁止等に関する法律案
第百二四回	地域交通整備法案
第百二五回	交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案
第百二六回	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
第百二八回	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案
第百二九回	総合食糧管理法案
第百三〇回	農民組合法案
第百三一回	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
第百三二回	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第百三三回	大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案
第百三三回	学校教育法の一部を改正する法律案
第百三三回	学校教育法の一部を改正する法律案
第百三三回	学校教育法等の一部を改正する法律案
第百三三回	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
第百三三回	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
第百三三回	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
第百三三回	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
第百三三回	雇用保険法の一部を改正する法律案
第百三三回	家内労働法の一部を改正する法律案
第百三三回	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
第百三三回	都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案
第百三三回	地域林業振興法案

第百二回 地域福祉保健活動の推進に関する法律案

第百二回 住宅基本法案

第百二回 大規模小売店舗等調整法案

第百二回 鶏卵の需給の安定に関する法律案

第百二回 採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制
等に関する法律案

●衆議院未了（二件）

一 公職選挙法の一部を改正する法律案

一一 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（三件）（うち衆議院において前国会から継続一件）

五 原子爆弾被爆者等援護法案

一三 原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

第百二回 定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限
国会一六 等に関する法律案

●予算（五件）

●両院通過（五件）

●条約（七件）

●両院通過（七件）

一 昭和六十年年度一般会計補正予算（第1号）

二 昭和六十年年度特別会計補正予算（特第1号）

三 昭和六十一年度一般会計予算

四 昭和六十一年度特別会計予算

五 昭和六十一年度政府関係機関予算

一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を

修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

の締結について承認を求めるの件

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

五 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

六 雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めるの件

七 人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百二十二号）の締結について承認を求めるの件

●承認を求めるの件（二一件）

●両院通過（二二件）

一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

二 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等
に
関し承認を求めるの件

●予備費等承諾を求めるの件（一五件）（うち衆議院において前国会から継続九件）

●両院通過（六件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百一回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百一回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百一回国会提出）

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二回国会提出）

●衆議院継続（九件）（うち衆議院において前国会から継続三件）

○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第二回国会提出）

○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第二百二回国会提出）

○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第二百二回国会提出）

○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

○昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

●決算その他（七件）

●議決（三件）

○昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書（第二百二回国会提出）

○昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書（第二百二回国会提出）

○昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（第二百二回国会提出）

●未了（四件）

○昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書

○昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●決議案（二件）

●可決（二件）

一 ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に
関する決議案

二 森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業
の経営改善に関する決議案

●規則・規程案（二件）

●可決（二件）

○参議院規則の一部を改正する規則案

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
9	安全保障会議設置法案	衆	六、二、四	六、五、二 可決	六、五、三 可決	六、三、五 衆本会議趣旨説明 五、四 参本会議趣旨説明
18	恩給法等の一部を改正する法律案	"	二、七	二、七 (予) 四、七 可決	四、八 可決	
26	厚生省設置法の一部を改正する法律案	"	二、四	五、六 可決	五、四 可決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
102 2 国会	情報公開法案	種山篤君 (六〇、四、九)		六、四、九 未了		

11	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議委員 決議本 議本院 決議	衆議院 付委員会 託議委員 決議本 議本院 決議	備考
		恩給法の一部を改正する法律及び 国際電気通信株式会社等の社員で 公務員となつた者の在職年の計算 に関する恩給法の特例等に関する 法律の一部を改正する法律案	二宮文造君 外一宮名 (六、五、二六)	六、五、一九		六、五、二六 未	了	六、五、一九 (予)

衆議院議員提出法律案(三件)

14	4	3	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議委員 決議本 議本院 決議	衆議院 付委員会 託議委員 決議本 議本院 決議	備考	
				中小企業庁設置法案	清水勇君 外六名 (四、二七)	四、二二		四、二二 (予)		四、二二 継続 審査	
				電子計算機を利用する個人情報 処理業務の規制に関する法律案	井上普方君 外九名 (三、三〇)	三、三三		三、三三 (予)		三、三三 継続 審査	
				プライバシー保護基本法案	井上普方君 外九名 (六、三〇)	六、三三		六、三三 (予)		六、三三 継続 審査	

安全保障会議設置法案（閣法第九号）

要旨

本案は、臨時行政改革推進審議会の答申に基づき、内閣における総合調整機能強化の一環として、重大緊急事態対処体制の整備を図るため、現行国防会議の任務を継承するとともに重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障会議を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議を設置すること。

二、内閣総理大臣は、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動の可否及び国防に関する重要事項等については安全保障会議に諮らなければならないこと。

三、内閣総理大臣は、重大緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは安全保障会議に諮るものとする。

四、安全保障会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内

閣総理大臣に対し意見を述べることができること。

五、安全保障会議は、議長及び議員で組織し、議長は内閣総理大臣をもつて充て、議員は現在の国防会議の議員である内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官に加え、新たに内閣官房長官及び国家公安委員会委員長をもつて充てること。

六、安全保障会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどること。

七、国防会議を廃止する等所要の措置を講ずること。

八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました安全保障会議設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内閣における総合調整機能強化についての臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に基づき、現行国防会議の任務を継承するとともに、あわせて、重大緊急事態への対処体制の整備を図るため、内閣に安全保障会議を設

置しようとするものであります。

安全保障会議は、国防に関する重要事項のほか、重大緊急事態が発生した場合において、内閣総理大臣の諮問を受け、当該重大緊急事態への対処措置について審議することとしております。

また、この安全保障会議は、これらの事項について必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができることとしております。

安全保障会議の議長は、内閣総理大臣をもって充てることとしております。議員は、現在の国防会議の議員である内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官に加え、新たに内閣官房長官及び国家公安委員会委員長をもって充てることとしております。

また、国防会議事務局を廃止し、安全保障会議に関する事務につきましては、内閣官房において処理することとしております。

以上のほか、関係国務大臣その他の関係者の会議への出席等につきまして所要の措置を規定しております。

なお、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行するこ

といたしております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、安全保障会議設置の必要性、名称の当否、閣議との関係、重大緊急事態の内容、既存の緊急事態対処体制との関連、安全保障会議の設置とシベリアン・コントロール、本改正に伴う内閣官房組織再編の是非等のほか、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペースレーンの戦略的影響等広範多岐にわたっております。その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して榎山委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して曾根田理事より賛成、公明党・国民会議を代表して太田理事より反対、民社党・国民連合を代表して関委員より反対、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金について特別の改善を加える等恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十年年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を、昭和六十一年七月分から、二十八号俸以下のものにあつては五・三％、二十九号俸以上のものにあつては五・一％プラス二百円引き上げること。ただし、その引上額は二十七万七千二百円を限度とすること。

二、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年

金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るための第二年目の措置として、同年八月分から長期在職者の場合六十万九千六百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。

三、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特別扶助料の最低保障額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

四、傷病恩給の基本年額の改善

増加恩給、傷病年金及び特別傷病恩給の基本年額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げること。

五、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三％引き上げ、さらに同年八月分から普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月分から五万四千元に引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和六十年度の公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十一年七月分から傷病恩給及び公務関係扶助料の受給者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について、所要の措置を講ずるものとする。

八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

ただし、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定は同年八月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額であります。

昭和六十年度における公務員給与の改善を基礎として、本年七月分以降、平均五・二％程度増額することとしております。第二は、公務関係扶助料の最低保障額及び傷病恩給年額を、本年七月分以降、兵の仮定俸給のアップ率により、

五・三％増額することとしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年七月分以降、五・三％増額すること、さらに普通扶助料の最低保障額については、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して引き上げることあります。第四は、傷病者遺族特別年金の年額を、本年七月分以降、五・三％増額すること、さらに八月分以降、普通扶助料の最低保障額の引き上げに準じ、これを引き上げるとともに、同年金に係る遺族加算の年額を増額することとしております。

以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。

委員会におきましては、恩給改定実施時期を七月とした理由、公的年金の改革に伴う今後の恩給制度の見直し、傷病恩給の審査のあり方、本年度の人事院勧告の有無と勧告に対する取り扱い方針、台湾人元日本兵に対する補償問題その他戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本年四月分以降、恩給年額を増額することを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、江崎総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案に賛成、原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に関し診断及び治療、調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機

動的に行うための規定の整備をしようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、厚生省の施設等機関である国立がんセンター、国立循環器病センター及び新たに本年十月一日から設置することを予定している国立精神・神経センター（仮称）を国立高度専門医療センターと総称して、これを法律に規定し、その設置目的は特定の疾患等に関し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行うこととするとともに、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることができるようにすること。

二、国立病院特別会計法その他関係法律の規定の整備を行うこと。

三、本法律は昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を申し上げます。

本法律案の内容は、高度専門的な医療の進展に対して果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に

関し診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行う国立高度専門医療センターを設置しようとするものであります。このセンターは、国立がんセンター、国立循環器病センター及び本年十月一日から設置することを予定している国立精神・神経センターを総称するものであります。また、各センターの名称及び所掌事務は政令で定めることとしております。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、各センターの設置を政令事項とした理由、国立病院・療養所の再編成・合理化の基本的な考え方、地域における医療供給の確保、人口の高齢化と医療行政のあり方等について質疑が行われました。その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲山委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対である旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
67	案 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	参	三、一五	三、一五 可決 三、二〇	三、一五 可決 三、二四	
61	道路交通法の一部を改正する法律案	〃	三、一四	(予) 三、一四 可決 五、一五	三、一四 可決 五、一六	
17	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	二、二七	(予) 三、一四 可決 五、二三	三、一四 可決 五、二四	
8	案 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、一四	(予) 三、一四 可決 三、二七	三、一四 可決 三、二六	
3	昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案	衆	六、一四	六、一四 (予) 六、一四 可決 六、二四	六、一四 可決 六、二五	
				付委員託議決 六、一四 可決 六、二四	付委員託議決 六、一四 可決 六、二五	
				参議院	衆議院	
				(予) 三、一五 可決 三、二七	三、一五 可決 三、二六	
				三、一四 可決 四、二三	三、一四 可決 四、二五	
				三、一四 可決 四、二七	三、一四 可決 四、二八	
				三、一四 可決 三、二〇	三、一四 可決 三、二五	
				六、一四 可決 六、二三	六、一四 可決 六、二三	
						備考
						衆本会議趣旨説明 六、二三 参本会議趣旨説明 三、二四

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院	衆議院	備考
21	地方自治法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 (六、五、三)	六、五、四	六、五、五	付託 六、五、四 (予) 可決	付託 六、五、二 可決	六、五、五 可決

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
(閣法第三号)

要旨

本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の収入見込額の合算額が四千三百九十億円減収になることに伴う地方交付税の落ち込み分相当額千四百四億八千万円について、現下の地方財政の状況にかんがみ、これを減額しないこととし、昭和六十年年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設け、昭和六十年年度分の地方交付税の総額は、当初予算に計上され

た額を確保すること及びこの特例により減額されないこととなる額については昭和六十二年以降法律の定めるところにより所要の減額措置を講ずること等を主な内容とするものである。

委員長報告

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

今回の補正予算においては、地方交付税の算定基礎である国税三税の収入見込み額が四千三百九十億円減少になることとなりましたが、本法律案は、地方財政の現況にかん

がみ、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の算定に当たつては歳入見込み額の減少に伴う交付税の落ち込み分に相当する額千四百四億八千万円はこれを減額しないこととし、当初予算に計上された額を確保する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、交付税総額の特例措置に係る減額規定の取り扱い等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、減額規定に関連し、所要交付税額の確保について善処すべきである旨の附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、同居の特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を三十四万円（現行三十万円）に引き上げるとともに、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十一万円（現行二十九万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）以下である者については、住民税の所得割を課さないものとする。

二、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置（特例三％、本則四％）の適用期限を昭和六十四年六月三十日まで延長するとともに、一定の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を昭和六十四年六月三十日まで延長する。

三、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、従量割の税率を昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に製造たばこの売り渡し等が行われた場合に限り、道府県たばこ消費税にあつては千本につき百六十円引き上げ、市町村たばこ消費税にあつては千本につき二百九十円引き上げるとともに、当該期間における道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従価

割税率の課税標準は、国、道府県及び市町村たばこ消費税の従量割の引き上げが従価割の課税標準にはねかえらないうよう紙巻きたばこ等について従量割の引き上げ分を小売定価より控除した金額とする。

四、事業所税について、資産割の税率を一平方メートルにつき六百円（現行五百円）に引き上げる。

五、国民健康保険税について、課税限度額を三十七万円（現行三十五万円）に引き上げるとともに、昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十七万円（現行二十六万円）に一定の金額を加算した金額とする。

六、分収造林契約の目的たる国有林野で地方公共団体が造林者であるものに係る土地に係る市町村交付金の非交付措置について、造林者である地方公共団体の範囲を限定するなどの措置を講ずる。

以上のほか、住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税等に適用される非課税措置又は課税標準の特例措置について所要の整理合理化を行い、地方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、電気税に関する改正は昭和六十一年六月一日から、その他の改正は昭和六十一年四月一日からである。

委員長報告

ただいま議題となりました地方税法等改正案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、住民税所得割について非課税の限度額を合理化するとともに、同居の特別障害者に係る扶養控除額を引き上げる等住民負担の軽減を図ること、昭和六十一年度の地方財政対策の一環として、地方たばこ消費税について従量割の税率を引き上げること、事業所税の資産割税率の適正化を図ること、不動産取得税、固定資産税等の特例措置の期限の延長、非課税措置の整理合理化を図ることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、個人住民税の負担の軽減、法人関係税収の状況、補助金削減と財源補てん等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対、また自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、今後の地方税制のあり方について善処を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税法の一部改正

□ 地方交付税の総額の特例

1 昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額（所得税、法人税、酒税の三二%及び返還金等）十兆六百五十五億八千九百八

万五千円から交付税及び譲与税配付金勘定の借入金に係る同年度分の利子支払いに充てるため必要な額三千五百四十七億円を控除した額に、国のたばこ消費税の税率引き上げに伴う増収額に相当する特例措置額千二百億円を加算した額とする（以上の措置により、昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、九兆八千三百八億八千九百八万五千円となる。）。

2 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について臨時地方特例交付金等に相当する額千七百五十七億円を加算することとし、当該額を現行法の規定により当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額千五十五億円に加算した後の合計額二千八百十二億円について、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ九百三十億円を、昭和六十八年度にあつては九百五十二億円を、当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとする。

(二) 基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引

き上げ、老人保健施策の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置するとともに、投資的経費について、地方債振りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和六十年年度において発行を許可された臨時財政特例債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとする。

二、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を昭和六十五年(現行昭和六十年)までに発行を許可された地方債とし、利子補給を行う期間を地方債の発行を許可された年度後十年間(その年度が昭和七十年以後の年度となる場合は、昭和七十年(現行昭和六十五年)以後の年度となる)とする。昭和六十一年度以降に発行を許可される地方債の利子補給及び昭和六十一年度以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十一年度以

降の各年度の利子補給については、利子補給の基準となる利率を縮減し、基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県には利子補給を行わないこととする。

(二) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を昭和六十五年(現行昭和六十年)までにおいて行われる事業とすることとする。

三、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を昭和六十五年(現行昭和六十年)までに発行を許可された地方債とし、利子補給を行う期間を地方債の発行を許可された年度後五年間とする。昭和六十一年度以降に発行を許可される地方債については、利子補給の基準となる利率を縮減することとする。

(二) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を昭和六十五年(現行昭和六十年)までにおいて行われる事業とすることとする。

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十一年度の地方交付税の総額について千二百億円の特例加算を行い、また後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善及び国庫補助負担率の引き下げなど制度改正に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用を改正すること、新産業都市等の建設並びに首都圏等の近郊整備地帯の整備に関する国の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期間を五年間延長するとともに、利子補給における基準利率の縮減など所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、円高の進行と地方財政対策、地方行財政改革のあり方、補助金削減の影響等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表

して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して井上委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述べられました。

次いで、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして、地方交付税制度の安定充実等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 違法駐車対策

一、路上駐車に関する規定等の整備

1 公安委員会は、時間を制限して駐車できる道路の区間（時間制限駐車区間）を指定して、従来のパーキング・メーターのほか、パーキング・チケットの発給設備を設置、管理することができることとする。

2 時間制限駐車区間における駐車方法等に関する規定を整備し、パーキング・チケットの発給を受けて駐車する場合は車両の前面にパーキング・チケットを掲示する等所定の方法により駐車しなければならないこととする。

3 パーキング・メーターと同様、パーキング・チケットの利用者からも一定額の手数料を徴収することができることとともに、駐車方法の規定違反、パーキング・チケットの掲示義務違反等については罰則を科すこととする。

二、違法駐車車両に対する措置に関する規定の整備

1 警察官等は、運転者等が現場にいない違法駐車車両について、その所有者等に対し、速やかに当該車両の移動等を行うべき旨及びこれらの措置を行ったときは警察官等又は警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する標章を取り付けることができることとする。

2 取り付けられた標章については、何人も破損し、又は汚損してはならないこととし、警察官等又は警察署長が申告を受けた場合その他一定の場合に取り

除くほかは、取り除いてはならないこととする。

三、違法駐車車両の移動保管等の事務の合理化

警察署長の行う違法駐車車両の移動保管に係る事務（移動の必要性の判断は除く。）の全部又は一部を公安委員会の指定する公益法人（指定車両移動保管機関）に行わせることができることとし、移動保管に必要な経費の負担、委託事務の適正な処理を確保するため所要の規定を整備することとする。

四、車両の駐車等の適正化等を図るための民間活力の導入

道路における車両の駐車及び交通規制等に関する照会、相談及び広報活動等の事業を行うものとして、公安委員会は、都道府県ごとに、一を限って都道府県道路使用適正化センターを、また、国家公安委員会は、全国に一を限って全国道路使用適正化センターを指定することができることとする。

第二 罰則及び反則金の限度額に関する規定の整備

罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二倍に引き上げることとする。

ただし、速度違反及び駐停車禁止違反に係る反則金の

限度額については、二・五倍程度引き上げることとする。

第三 反則通告制度の適用範囲の拡大

一、道路交通法第百十八条及び第百十九条の罪に当たる反則行為（最高速度違反、信号無視等）をした者で、過去一年以内に免許の効力の停止等の処分を受けたことがあるものについても、反則通告制度の適用対象者とする。

二、二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為とする。

第四 施行期日

昭和六十二年四月一日から施行する。

委員長報告

道路交通法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、時間制限駐車区間につき、パーキング・チケットによる駐車制度を設けるほか、駐車方法に関する規定を整備すること、違法駐車車両に対する措置を明確化し、違法駐車車両の移動保管に関する事務を指定法人に委託できることとするなど、全国及び都道府県ごとの道路使用適

正化センターの指定に関する制度を新設すること、罰金及び反則金の限度額をおおむね二倍に引き上げること、反則通告制度の適用範囲を拡大すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、路上交通の現況と総合交通政策、取り締まり行政のあり方、高齢者の交通安全対策等の問題について、熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、取り締まりにおける指導重視の交通行政の徹底等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 消防法の一部改正

一、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会の経営の効率化を図るため、次の措置を講ずる。

(一) 両協会の役員の選任について、自治大臣の任命制から認可制にし、又資金計画及び借入金に対する自治大臣の認可制を廃止する等政府の関与を縮小することとする。

(二) 日本消防検定協会に対する政府の出資に関する規定を廃止することとし、同協会は、資本金に相当する金額を昭和六十一年度末までに国庫に納付するものとする。

(三) 消火器、火災報知感知器等の検定対象機械器具等についての検定業務等を、日本消防検定協会のほか、自治大臣の指定する者（指定検定機関）も行うことができることとする。

二、救急業務の対象に、事故以外の事由による一定の要件に該当する急病人の搬送を加えることとするともに、搬送中に応急手当ができることを明確化する。

三、移動タンク貯蔵所（いわゆるタンクローリー）について、許可をした市町村長のほかに、通過地の市町村長も貯蔵又は取り扱い基準の違反に対する基準遵守命令及び事故時の応急措置命令を行うことができるものとする。

四、市町村は、自治省令で定める基準に従い、人命救助のための必要な救助器具を装備した消防隊を配置するものとする。

第二 消防組織法の一部改正

消防庁の事務として、市町村が行う人命救助に係る活動の基準の研究・立案に関する事項、所掌事務に係る国際協力に関する事項等を加える等所要の改正を行う。

第三 施行期日

本法は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、消防庁の事務に市町村が行う人命救助に係る活動の基準の研究・立案に関する事項を加える規定等は、公布の日から施行する。

委員長報告

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会について、政府の関与を縮小する等所要の措置を講ずること、消防検定業務を行うことができるものとして、新たに指定検定機関制度を設けること、救急業務の実態にかんがみ関係規定を整備すること、人命救助に必要な器具を装備する救助隊の配置について規定すること、タンクローリーに対する危険物規制の改善を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、参考人の出席を求め、協会のあり方、救急医療体制の充実等の問題について熱心な論議を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、救急体制の充実を図ること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案（衆第二一号）

要旨

本法律案は、今国会に提出されている「国有財産法の一部を改正する法律案」と同様に、地方公共団体の公有地についても信託制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、建物の建築、土地の造成等政令で定める信託の目的により、議会の議決を経て信託することができる。

二、不動産の信託の受益権については、これを公有財産の範囲に加える。

三、普通地方公共団体の長は、その信託期間中に公用又は公共用に供する必要が生じたとき等においては、信託契約を解除することができる。

四、普通財産である土地等の信託に関し、その受託者を監査委員の監査及び普通地方公共団体の長の調査権等の対象とする。

五、普通地方公共団体の長は、普通財産である土地等の信

託について、その事務処理状況を説明する書類を議会に提出する等所要の規定を整備する。

六、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方公共団体の普通財産である土地及びその定着物に限り、普通地方公共団体を受益者として政令で定める目的により、議会の議決を経て信託をすることができ、不動産の信託の受益権を公有財産の範囲に加えること、信託制度の導入に伴い監査委員の職務権限、長の調査権・解除権等について所要の改正を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長福島譲二君より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、信託制度が地域の健全な発展に資する目的で活用されるよう求める等の附帯決議

が行われました。
以上、御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
81	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案	衆	三、二六	（予） 四、一〇 可 五、一五 決 可 五、一六 決	四、二 可 四、二三 決 可 四、二三 決	
68	扶養義務の準拠法に関する法律案	参	三、二七	三、二七 可 四、一四 決 可 四、一五 決	（予） 三、二七 可 五、一〇 決 可 五、二三 決	
6	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	六、二六	六、二六 （予） 六、二七 可 六、二七 決 可 六、二六 決	六、二六 可 六、二五 決 可 六、二五 決	

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送附 付月日	衆議院 付託 議決 議決 議決	参議院 付託 議決 議決 議決	備考
101国会	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君 外二名 (五、二〇)		五、二〇 未 了		
101国会	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外一名 (五、二〇)		五、二〇 未 了		

延問題等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

扶養義務の準拠法に関する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講じるため、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に關し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法によつて定め、これによつても扶養を受けることができないときは、日本の法律によ

つて定めるものとする。

二、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件の下に、扶養権利者の請求に対して異議を述べることが出来るものとする。

三、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によつて定めるものとする。

四、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるものとする。

五、経過措置として、この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例によるものとし、また、この法律の制定に伴い、法例に所要の改正を加えるものとする。

六、この法律は、扶養義務の準拠法に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を

締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講ずるため、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に關し必要な事項を定めようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、扶養義務は、原則として、扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする。第二に、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件のもとに、扶養権利者の請求に対して異議を述べることができるものとする。第三に、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によつて定めるものとする。第四に、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるものとする。等であります。

委員会におきましては、ヘーグ国際私法会議の構成とそこで採択された諸条約の批准状況、扶養義務等に関する涉外事件数とその内容、常居所地の意義、子に対する扶養義務の準拠法に關する条約との関係、各国民法の定める扶養義務者の範囲と扶養の程度、公序の具体例等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知

願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法案

(閣法第八一号)

要旨

本法律案は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法事務弁護士として外国法に關する法律事務を取り扱うことができるみちを開くとともに、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律する等の措置を講ずることにより、涉外的法律関係の安定を図り、かつ、外国における日本法に關する法律事務が充実して行われるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない

ものとする。

二、外国法事務弁護士は、我が国の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外国の法などに関する法律事務を行うことを職務とする。

三、外国法事務弁護士は我が国の弁護士を雇用し、又は我が国の弁護士と事務所の共同経営をしてはならないものとする。

四、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に関する事務を行うものとする。

五、外国法事務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。

六、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における国際的な法律事務の増大にか

んがみ、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取り扱いの充実に資するため、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律しようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならないこと。第二に、外国法事務弁護士は、我が国の弁護士と同様の使命及び職責を有し、我が国の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外国の法に関する法律事務を行うことを職務とすること。第三に、外国法事務弁護士の権利及び義務は、我が国の弁護士の例に準ずるものとするほか、外国法事務弁護士の名称、事務所、我が国の弁護士との関係等について、外国法事務弁護士の特性に応じた規律をすること。第四に、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと。第五に、外国法事

務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとする等であり
ます。

委員会におきましては、本法案提出の経緯、名称を外国法事務弁護士とした理由、外国法事務弁護士を日本弁護士連合会の自治の下に入れること及び相互主義をとることの必要性、職務範囲を制限した理由、我が国の弁護士の雇用及び事務所の共同経営を禁止した理由、我が国の涉外法律事務に対する影響及び今後の見通し等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○外務委員会

条約（七件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 委員会 議決	衆議院 付託 委員会 議決	備考
1	関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めめるの件	衆	六、二二四	（予）承 六、三三七 議決	（予）承 六、三二六 議決	
2	関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予）承 三三七 議決	（予）承 三二八 議決	
3	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予）承 五二〇 議決	（予）承 五二二 議決	
4	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予）承 四二三 議決	（予）承 四二三 議決	
5	扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めめるの件	参	三二七	承 四二三 議決	承 四二三 議決	
6	雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めめるの件	衆	三二七	（予）承 五二五 議決	（予）承 五二六 議決	
7	人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百二十二号）の締結について承認を求めめるの件	衆	三二七	（予）承 五二五 議決	（予）承 五二六 議決	

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
14	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二、五	付託 委員 託会 議決	衆議院 付託 委員 託会 議決	

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施してきたが、皮革については、一九八四年（昭和五十九年）五月に関税及び貿易に関する一般協定（ガット）締約国団によりガットに違反する旨の結論が出され、また、革靴についても同様の結論が出されることが予想された。このような状況並びに我が国の皮革・革靴業界は小規模

零細性が高く国際競争力も乏しく、また、歴史的かつ社会的にも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置（関税割当制度）を導入することを目的とし、皮革及び革靴の譲許税率の引き上げ等を行うため、ガットに基づき米国と昨年十月より交渉を行った。

この文書は、本年二月十二日にワシントンで署名されたものであり、米国との交渉結果を収録したものであつて、その内容は次のとおりである。

- 一、我が国の譲許税率を皮革については二〇％から六〇％へ引き上げ、革靴については、品目により二七％又は二一・六％から六〇％又は一足につき四千八百円の従量税

率のいずれか高い方へ引き上げる。

二、その代償として、計測機器、紙及び板紙、シリコンウエハーその他化学製品、航空機用無線機器、レーダー及び分析機器等機械類を含め全部で二百七十八品目について、我が国の譲許税率を引き下げる。

委員長報告

ただいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定関係の文書二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

我が国が実施してきた皮革及び革靴の輸入数量制限はガットとの関係で問題となっており、また、我が国の皮革・革靴業界も厳しい状況に置かれていることから、我が国は輸入数量制限にかえて関税割り当て制度を導入することを目的とし、米国及び欧州経済共同体との間でガットに基づき交渉を行つてまいりました。

これらの文書は、その交渉結果を収録したものでありまして、皮革及び革靴についての我が国の譲許税率を引き上げ、その代償として、米国に対しては計測機器等二百七十八品目について、欧州経済協同体に対しては乗用自動車等

十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げることを規定しております。

委員会におきましては、交渉の経緯、代償の内容、皮革・革靴産業に及ぼす影響とその対応策等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施してきたが、皮革については、一九八四年（昭和五十九年）五月に関税及び貿易に関する一般協定（ガット）締約国団によりガットに違反する旨の結論が出され、また、革靴につ

いても同様の結論が出されることが予想された。

このような状況並びに我が国の皮革・革靴業界は小規模零細性が高く国際競争力も乏しく、また、歴史的かつ社会的にも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置（関税割当制度）を導入することを目的とし、皮革及び革靴の譲許税率の引き上げ等を行うため、ガットに基づき欧州経済共同体と昨年十月より交渉を行った。

この文書は、本年二月十二日にジュネーヴで署名されたものであり、欧州経済共同体との交渉結果を収録したものであつて、その内容は次のとおりである。

一、我が国の譲許税率を皮革については二〇%から六〇%へ引き上げ、革靴については、品目により二七%又は二一・六%から六〇%又は一足につき四千八百円の従量税率のいずれか高い方へ引き上げる。

二、現行の譲許税率を一次税率として譲許し、この税率が適用される量は一定量（一部非譲許のもの）と併せ、皮革については三十四万二千平方メートル、革靴については二百四十五万三千足）を下回らないものとする。

三、以上の代償として、乗用自動車、眼鏡の柄及び枠、香

水・オーデコロン、自動車用タイヤ、写真感光紙等全部で十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げる。

委員長報告

七一ページ参照

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

現在、中華人民共和国は自国の近代化を進めるに当たつてエネルギー開発を重視しており、その一環として原子力の平和利用計画を進めようとしている。他方、我が国は世界有数の原子力先進国となつており、これに伴い我が国の原子力産業は輸出産業として育ちつつある。このような立場から、両国は、一九八三年（昭和五十八年）九月の第三回日中閣僚会議において、原子力平和利用に関する協力を促進するための政府間協議を行うことで意見が一致し、その後、数次にわたる交渉が行われた結果、一九八五年（昭

和六十年)七月三十一日に東京において、第四回日中閣僚会議の際にこの協定の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、原子力の平和的利用のため専門家及び情報の交換、核物質等の供給、役務の提供等により協力する。
- 二、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる核爆発装置の開発、製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。
- 三、両国は、この協定に基づいて受領された核物質等に関し、国際原子力機関に対して、保障措置を適用することを要請する。
- 四、この協定に基づいて受領された核物質等を第三国に移転する際には、供給国の事前同意を要する。
- 五、この協定に基づいて受領された核物質等については、適切な防護の措置がとられなければならない。
- 六、この協定の解釈、実施から問題が生じた場合には、相互に協議し、また、調停手続に付託することができる。
- 七、この協定の一定の規定に対する違反があるときは相互に協議し、適切な是正措置をとる。
- 八、この協定は、十五年間効力を有し、その後はいずれか

一方が六カ月前に文書による終了通告をしない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

委員長報告

ただいま議題となりました中国との原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、我が国と中国との間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、専門家及び情報の交換、核物質等の供給等についての協力、核物質等を核爆発装置の開発、製造または軍事的目的のために使用することの禁止、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質等の第三国移転に関する事前同意等について規定しております。

委員会におきましては、中国が保障措置の適用に同意した理由、協定違反があつた場合の原子力関連資器材等の返還請求、原子力発電の安全性の確保等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、本年一月十八日東京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。

二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて生ずる所得については、相手国の租税が免除される。

三、配当、利子及び工業的使用料については、源泉地国の課税率が制限され、文化的使用料については、源泉地国の租税が免除される。

四、短期滞在者、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活

動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免除される。

六、二重課税の排除は、我が国においては、外国税額控除方式により、ソ連邦においては、ソ連邦の国内法令に従つて、それぞれ行われる。

委員長報告

七五ページ参照

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、扶養義務の準拠法に関して各国に共通の規則を定めることを目的とし、一九七三年（昭和四十八年）十月、ヘーグ国際私法会議において作成されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、親族間の扶養義務に関する法律の抵触について規律する。この条約によつて準拠法とされる法律は、締約国の法律であるかないかを問わず適用する。

二、親族間の扶養義務に関しては、扶養権利者の常居所地、すなわち扶養権利者が実際に居住する地の法律（常居所地法）を適用する。

三、扶養権利者が常居所地法によつて扶養を受けることができない場合には、扶養権利者と扶養義務者の共通本国法を適用する。

四、扶養権利者が共通本国法によつても扶養を受けることができない場合には、事件の係属する国の法律（法廷地法）を適用する。

五、傍系親族間又は姻族間の扶養義務については、扶養義務者の異議を認める。離婚をした当事者等の間の扶養義務については、その事由に適用された法律を適用する。

六、公的機関が扶養権利者に対して行つた給付に対する償還請求権の存否は、当該公的機関が従う法律により規律し、また、その限度は、扶養義務の準拠法により規律する。

七、準拠法は、明らかに公の秩序に反する場合には排除できらる。

八、この条約は、締約国の間においては、一九五六年（昭和三十一年）に作成された子に対する扶養義務の準拠法

に関する条約（昭和五十二年条約第八号）に代わる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、扶養義務の準拠法に関する条約は、親族間の扶養義務に関し、扶養権利者の常居所地の法律を適用することを原則とする統一的な準拠法規則を定めるものであります。次に、ソ連邦との租税条約は、日ソ両国間で二重課税の回避について取り決めたものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税減免等を定めるとともに、二重課税の排除の方法を規定いたしております。

最後に、在外公館関係の法律案は、スペインのバルセロナに総領事館を設置するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

扶養義務の準拠法に関する条約及びソ連邦との租税条約は、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、在外公館関係の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めの件（閣条第六号）

要旨

この条約は、一九六四年（昭和三十九年）の第四十八回国際労働機関（ILO）総会において採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、加盟国は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、労働力需要の充足並びに失業及び不完全就業の克服のため、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言し及び遂行する。

二、加盟国は、国内事情に適する方法により及び国内事情に適する範囲内で、完全雇用、生産的な雇用及び職業の

自由な選択を促進するためにとるべき措置を決定する。

三、加盟国は、雇用政策に関し、使用者の代表者及び労働者の代表者と協議する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、雇用政策条約は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、失業等の克服を図るため、加盟国が完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための政策を宣言し及び遂行すること等を定めたものであります。

次に、人的資源開発条約は、加盟国が雇用と密接な関係を有する職業指導及び職業訓練に関する包括的で調整された政策及び計画を採用し、発展させること等について定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いた

しました。

以上、御報告いたします。

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百十二号）の締結について承認を求めの件（閣条第七号）

要旨

この条約は、一九七五年（昭和五十年）の第六十回国際労働機関（ILO）総会において採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、職業指導及び職業訓練に関する包括的なかつ調整された政策及び計画を採用し、及び発展させる。
- 二、加盟国は、一般教育、技術教育、職業教育、教育指導、職業指導及び職業訓練に関する開放的、弾力的かつ補完的な制度を設け、及び発展させる。
- 三、加盟国は、包括的かつ広範な職業指導の制度を漸進的に拡充する。
- 四、加盟国は、生涯にわたる職業訓練の制度を漸進的に拡充する。

五、職業指導及び職業訓練に関する政策及び計画は、労使団体等と協力して策定し、及び実施する。

委員長報告

七六ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

- 本法律案の内容は次のとおりである。
- 一、スペインのバルセロナに総領事館を設置する。
 - 二、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

委員長報告

七五ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二〇件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	衆	六、二四	付委員託 六、二四 議決 六、三〇 議決 六、三三 議決	付委員託 六、一三 議決 六、二二 議決 六、二三 議決	
5	昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	衆	二四	五九 可 五五 決 可 五六 決	四三 修 五七 正 五八 正	衆本会議趣旨説明 六、四三 五九 参本会議趣旨説明
7	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二六	三二四 (予) 可 三七 決 可 三六 決	二〇 可 三五 決 可 三六 決	衆本会議趣旨説明 二二〇 参本会議趣旨説明 三二四
19	国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案	衆	二七	三五 可 三〇 決 可 三四 決	二七 可 二三 決 可 二五 決	
40	関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	二〇	二二〇 (予) 可 三七 決 可 三六 決	三四 可 三四 決 可 三五 決	
73	天皇陛下御在位六十年記念のための十萬円及び一萬円の臨時補助貨幣の發行に関する法律案	衆	三〇	四三三 (予) 可 四四 決 可 四五 決	三五 可 四八 決 可 四三 決	
80	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	参	三七	三三六 可 四三 決 可 四四 決	三三七 (予) 可 五六 決 可 五三 決	

84	83	82
国有財産法の一部を改正する法律案	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案	預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案
衆議院	衆議院	衆議院
三三二	三三二	六二、三三二
三三二	三三二	六二、四〇〇
(予) 三三二	(予) 三三二	(予) 六二、五二〇
可決	可決	可決
五二〇	五二〇	六二、五二二
可決	可決	可決
五二二	五二二	六二、四〇八
四四	四四	六二、五二四
可決	可決	可決
五二四	五二四	六二、五二五
可決	可決	可決
五二五	五二五	

衆議院議員提出法律案（一件）

2	番号	件名	提出者	予備送付	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
		昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (六二、二、五)	六二、二、六	六二、二、七	付託 六二、二、六 (予) 可決	付託 六二、二、四 六二、二、五 可決	六二、二、七 可決

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額を公債又は借入金金の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定について、昭和五十九年度の剰余金については、これを適用し

ないこととするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を公債等の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定を、五十九年度の剰余金については適用しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、今回の措置は臨時異例であり、今後においては剰余金の全額を公債償還財源に充当することとの必要性、六十年度の税収不足の状況から見た中期展望における税収見込みの当否、電電株の売却収入が生じた場合における公債の繰り上げ償還の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案は、

基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、関係法律について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、基礎年金の水準、費用負担及び年金積立金運用のあり方、福祉目的税としての大型間接税導入の当否、保険料免除適用者及び保険料滞納者の増大傾向とその対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及

び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（五兆二千四百六十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるように、昭和六十二年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十一年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国

債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わない（本措置による繰入停止に係る金額は二兆七百三十八億円である。）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から千三百億円を控除して行う。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額に達するまでの金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に

つきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一段と厳しい現下の財政状況の下で昭和六十一年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、急激な円高の進展がもたらす我が国経済及び税収への影響、内需拡大策のあり方と補正予算編成の必要性、公債償還に当たつて全額を借換債で賄ういわゆる永久国債化の意図の有無、国債費定率繰り入れの継続的停止とN T T株式売却収入財源への依存がもたらす減債基金制度の形骸化、財政支出及び税制改革のあり方の判断基準とされるいわゆる所得格差平準化の実態等について、総理・大蔵大臣並びに財政当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・

国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、財政再建の基本的な考え方を明確にし、国民の理解と協力が得られるよう努力すること等六項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（関法第七号）

要旨

本法律案は、昭和六十二年以降に予定される税制の抜本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な

内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

- 1 住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新築又は既存の居住用住宅の取得等のための借入金等の年末残高（二千万円を限度とする。）の 1% 相当額（公的な借入金等については、その二分の一相当額の 1% 相当額）を三年間にわたつて所得税額から控除する。
- 2 住宅取得資金にかかる贈与税の特例について、適用対象となる住宅の範囲に一定の既存住宅を加えるとともに、適用対象となる者の所得要件を緩和する。

二、民間活力導入等

- 1 東京湾横断道路の建設に関し、特定会社に対する出資について、一定の要件の下に、当該出資をする法人の所得金額の計算上、当該出資額の 10% 相当額を控除する措置を講ずる。
- 2 民間活力の活用により整備される特定の施設について、一定の要件の下に、取得価額の 13% の特別償却制度を創設する。
- 3 エネルギー基盤高度化設備について、取得価額の 30% の特別償却と取得価額の 7% の特別税額控除（当期の税額の 20% 相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認める。

○%の特別償却と取得価額の 7% の特別税額控除（当期の税額の 20% 相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認める。

- 4 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の拡充を行う。

5 右記3、4において、対象設備が輸入機器である場合には、特別償却率又は税額控除率を二割増しとする
特別措置を講ずる。

三、既存の租税特別措置の整理合理化

中小企業等海外市場開拓準備金等の積立率の引き下げ、価格変動準備金の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

四、法人税の特例制度等

- 1 法人税の特例税率（基本税率 $1\cdot3\%$ 、中小軽減税率及び協同組合等軽減税率 1% のそれぞれの上乗せ）の適用期限を一年延長する。
- 2 法人税の欠損金の繰越控除制度について、直近一年間に生じた欠損金に限り適用を停止する。
- 3 海外の特殊関係企業との取引価格を操作することに

よる所得の海外移転に対処し、適正な国際課税の実現を図るため、移転価格税制を導入する。

五、たばこ消費税の引き上げ

たばこ消費税の従量割の税率を、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間の臨時措置として、紙巻たばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては千本又は一キログラムにつき四百五十円、刻みたばこ、かみ用の製造たばこ及びかき用の製造たばこについては一キログラムにつき二百二十五円引き上げる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十年一年度約三千四百十億円（増・減収見込額相殺後）である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、租税特別

措置の整理合理化を図るほか、いわゆる移転価格税制を導入し、欠損金の繰り越しの特例を設け、さらに、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、抜本的税制改革の基本方針と租税特別措置のあり方、所得税減税の必要性と住宅取得促進税制の経済効果、欠損金の繰越控除制度の一部停止による中小企業への影響、たばこ消費税引き上げに至る経緯と本措置による今後のたばこ産業の動向等について質疑が行われました。

また、参考人からの意見をも聴取いたしました。これらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、本法律案にそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より、賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、税制の改革に当たっては、社会経済情勢の変化と将来の展望を踏まえつつ、国民の理解と信頼が得られるよう適正・公平な租税制度の確立に向けて鋭意努力すること等八項目にわたる附帯決議が付されております。

次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、皮革・革靴産業の実情と関税割り当て制度移行後の環境変化への対応策、税関業務の実態と要員の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、関税率の引き下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮しつつ、国民生活の安定に寄

与するよう努めること等四項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金法に基づく基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金特別会計法の一部改正
(一) 基礎年金に関する経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設ける。

(二) 基礎年金勘定の歳入は国民年金、厚生年金保険及び各共済組合からの拠出金、借入金並びに附属収入とし、歳出は基礎年金給付費、国民年金、厚生年金保険及び

各共済組合への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子等とする。

(三) 基礎年金勘定に係る借入金、一時借入金、決算上の剰余金の処理、国民年金勘定等との過不足の調整等に関し、必要な事項を定める。

(四) 国民年金勘定の歳入に基礎年金勘定からの受入金を、歳出に基礎年金勘定への繰入金を加える。

二、厚生保険特別会計法の一部改正
年金勘定の歳入に国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入金を、歳出に国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入金を加える。

三、船員保険特別会計法の一部改正
船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合されることに伴い、不要となる歳入歳出の規定を削る。

四、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部改正

国庫負担の根拠規定の変更に伴う所要の規定整備を行う。

五、施行期日

本法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴い、昭和六十一年度国民年金特別会計基礎年金勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五兆九百七十三億円が計上されている。

委員長報告

八〇ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、関税の減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税及び貿易に関する一般協定との整合を図るため、皮革、革靴について関税割当制度の新設等を行うとともに、我が国とアメリカ合衆国等との合意に基づく電子式分析機器、クラフト紙、ゴルフ用具等の関税率の撤廃又は引き下げ等を行う。

二、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ぶどう酒等の関税率の引き下げ、魚の粉、マンガン鉱等の関税割当制度の廃止等を行う。

三、最近における石油化学製品等の製造の实情にかんがみ、石油化学製品製造用原油の減税制度の新設等を行うとともに、昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、適用期限を延長する。

四、昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来するともろこし等の暫定関税率について、その適用期限を一年延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度一般会計の関税減収見込額は、約二百三十億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込額は、約二億円である。

委員長報告

八四ページ参照

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案（閣法第七三号）

要旨

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金を素材とする十万円の臨時補助貨幣及び銀を素材とする一万円の臨時補助貨幣を発行できるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一万円の臨時補助貨幣を発行することができる。

二、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の法貨としての通用限度は、それぞれ二百万円及び二十万円とする。

三、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀、量目は、それぞれ二十グラムとし、品位及び形式は、政令で定める。

なお、本法律施行に伴い、補助貨幣回収準備資金から昭和六十一年度一般会計歳入予算への繰入額の増加分として、約三千七百億円が見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金を素材とする十万円及び銀を素材とする一万円円の臨時補助貨幣を発行できることとするほか、それらの法貨としての通用限度及び量目等についての規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行目的、経緯及び公平、安全な引きかえ方法、退蔵が予想される記念貨幣発行の貨幣制度上の問題、金地金調達に伴う金価格高騰の懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討議に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外—外取引」を行うオフショア市場を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国為替公認銀行は、大蔵大臣の承認を得て、非居住者との間で行う一定の預金、金銭の貸借を区分経理するため特別国際金融取引勘定、いわゆるオフショア勘定を設ける。

二、外国為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借について特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届出を要しない。

委員長報告

ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本院先議に係るものでありまして、その内容は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外」外取引を行うオフショア市場を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、オフショア市場創設による円の国際化促進の効果、オフショア勘定と国内勘定との実効ある遮断措置のあり方、円の国際化を国内市場に先行して推進していることの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実に図るとともに、準備預金制度を整備し金融政策を効果的に運営するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、預金保険法の改正

(一) 目的等

預金保険は、預金者等の保護を図るため、保険金等の支払いのほか、新たに破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とするとともに、法律の運用に当たっては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならぬこととする。

なお、保険限度額を三百万円から一千万円（政令改正）に引き上げることが予定されている。

(二) 対象となる金融機関の拡大

預金保険制度の対象となる金融機関に労働金庫を加えることとする。

(三) 日本銀行借入金返済方法等

預金保険機構（以下「機構」という。）は、保険金支払い等に係る日本銀行借入金を返済するため、大蔵大臣の認可を得て、金融機関等から資金の借入れをすることができるとする。

なお、日本銀行借入限度額を五百億円から五千億円（政令改正）に引き上げることが予定されている。

(四) 仮払金の支払い

機構は、保険事故が発生したときは、一定の要件のもとに、仮払金の支払いをすることができるとする。

(五) 資金援助等

1 機構は、金融機関の合併等の際し、救済金融機関等から申請があつた場合には、救済金融機関等に対し、資金援助を行うことができるとする。

2 救済金融機関は、機構に資金援助の申請をするに当たつては、合併等についての大蔵大臣の適格性の認定又はあつせんを受けなければならないこととする。

る。

(六) 緊急手続

1 大蔵大臣は、適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等について、これを緊急に行わなければ信用秩序の維持に著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、一定の要件のもとにおいて、緊急性の認定を行うこととする。

2 緊急性の認定を受けた金融機関は、一定の要件のもとに、株主総会等の手続を事後にまわす等、商法等の特例手続により合併等を行うこととする。

二、準備預金制度に関する法律の改正

金融機関の資金量の増大及び準備率の変更に伴う負担の激変を緩和するため、超過累進準備率の導入を行うこととし、準備預金に係る指定勘定の残高に金額による区分を設け、その指定勘定区分額ごとに異なつた準備率を定めることができるとする。

委員長報告

九二ページ参照

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案（閣法第
八三号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

有価証券に係る投資顧問業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

二、開業規制

投資顧問業を営もうとする者に対して登録制を導入し、登録業者に対して帳簿の作成、記録保存義務などを課すとともに、不適切な投資顧問業者に対しての登録の取消し等を通じて、問題が生じた場合には当局による適切な対応が行えるようにする。

三、行為規制

1 勧誘・広告、標識掲示

勧誘・広告における不实記載等の禁止、一定の広告事項の義務づけを行うとともに、外部から識別できる標識の掲示を義務づける。

2 開示制度

開示（ディスクロージャー）制度として、投資顧問契約前における書面による開示、契約締結時における書面による開示さらには契約期間中における顧客に対する定期的な報告書の交付を義務づける。

3 帳簿作成義務、監督

帳簿作成、記録保存、営業報告書提出義務を課すとともに、大蔵大臣による立入検査、登録取り消し等に関する規定を整備する。

4 金銭・有価証券の保管

投資顧問業者が顧客の金銭・有価証券を保管することを禁止する。

5 貸し付け、貸し付けの媒介等

投資顧問業者が顧客に対し貸し付けを行い、又は第三者による貸し付けの媒介等を行うことを禁止する。

6 証券取引行為

投資顧問業者が、顧客のために有価証券の売買の取次・代理等の証券取引行為を行うことを禁止する。ただし、投資一任業務については、この禁止を解除する。

7 クーリング・オフ制度の導入

顧客は契約の締結後一定期間（十日間）においては無条件に契約の解除ができる。

四、投資一任業務

1 投資家保護の観点から、投資一任業務を行う場合には、登録に加え認可を受けることとし、認可対象は法人に限定、また、役員の兼職を禁止する。

2 投資一任業者に専業義務を課すとともに、証券取引行為（有価証券の売買の取り次ぎ・代理又は委託の取り次ぎ・代理）については、国際的観点等も考慮し、法律上は取次も行い得る形としつつ、認可の際に附款として代理又は委託の代理に限定する。

その他、自主規制団体の設立、運営等所要の規定を設ける。

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図るとともに、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に入りましたところ、投資家保護の観点からの投資顧問業に対する行為規制のあり方、投資一任業務認可の具体的基準明示の必要性、金融自由化の進展度の評価と今後の信用秩序維持のあり方、保険限度額等決定の経緯と金融機関の健全経営の確保策等の質疑が行われましたが、その詳細は会

議録に譲ります。

質疑を終了し、両法律案のうち、まず、投資顧問業法案については、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、預金保険法等改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案は、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理・処分の手段の多様化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、大都市圏における地価高騰の現況とその対応策、国有地への土地信託制度導入の必要性和制度活用の構想等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国有財産法の一部を改正する法律案（閣法第八四号）

要旨

本法律案は、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理・処分の手段の多様化を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国有地の処分の手段の一つとして「信託」を加え、当該信託により国が取得する「信託の受益権」を国有財産に含める。
- 二、信託の対象財産は、普通財産である土地（土地の定着物を含む。）に限る。
- 三、国有地を信託する際は、国有財産審議会に諮り、事業の内容（信託の目的、収支見積り等）について審議を経る。
- 四、国以外の第三者を信託の受益者として指定する信託及

び無償貸付等に係る現行法上の制限を逸脱する信託等についてはこれを禁止するものとする。

五、その他、信託の契約期間、会計検査院への事前通知等所要の改正を行う。

委員長報告

九二ページ参照

昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、昭和六十年年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交

付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年年度における租税の減収見込額は、約八億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十年年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年年度の租税の減収額は約八億円と見込まれております。

委員会におきましては、今後の稲作についての政府の基

本方針、補助金支給の実態及び課税の特例による過去の実績、農地の地力増進についての政府の対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
11	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	六、二、四	付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	
58	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案	"	三、四	(予) 三、 四 可 五、 五 決 可 五、 六 決	可 四、 三 決 可 四、 五 決	
62	著作権法の一部を改正する法律案	"	三、 四	(予) 三、 四 可 五、 五 決 可 五、 六 決	可 四、 三 決 可 四、 五 決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	参議院	衆議院	備考
101 国会	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保 巨君 外保 二名 (五、五、二)		付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	
101 国会	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	粕谷 照美君 外 一 名 (七、七、七)		付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	

衆議院議員提出法律案（一件）

12	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
		義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	佐藤 誼君 外二名 (六一、四、二)	六一、四、二		六一、四、二 (予)	六一、四、二 継続 審査	

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

- 本案の主な内容は、次のとおりである。
- 一、徳島大学に同大学の教育学部を改組して総合科学部を設置すること。
 - 二、九州工業大学に情報工学部を設置すること（昭和六十年十月一日から施行）。
 - 三、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し（昭和六十一年十月一日から施行）、富山大学経営短期大学部を廃止する（昭和六十三年四月一日から施行）こと。

四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和六十一年度の定員を一万九千七百二十人（二百七十九人増）に改めること。

なお、衆議院において、徳島大学の総合科学部の設置及び定員の改正に関する部分の施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、徳島大学の教育学部を改組して総合科学部

を、九州工業大学に情報工学部をそれぞれ設置するとともに、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学経営短期大学部を経済学部への統合に伴つて廃止するほか、総定員法の枠外とされており、新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、総合科学部設置の趣旨、学部新設のための法案提出時期、定員外職員の処遇改善、婦人研究者の地位向上、大学入試制度の改革と大学の質的充実、児童数減少に対応する教員養成制度、学生寮の整備等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学進学者の急増に適切に対応することなど四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、プログラムの著作物の特性等に応じ、その登録の手續及び登録機関等について著作権法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、プログラムの著作物に係る著作権登録原簿の全部又は一部を磁気テープで調製することができること。

二、登録を申請しようとする者は、プログラムの著作物の複製物を提出しなければならないこと。

三、プログラムの著作物に関し、第一発行（公表）年月日又は創作年月日の登録をした場合は、その旨を公示すること。

四、文化庁長官は、その指定する登録機関に、登録事務の全部又は一部を行わせることができること。

五、指定登録機関に関し、指定の基準、登録の実施義務、秘密保持義務、役員又は職員に関する罰則等、その適正な登録事務の実施を確保するための規定を設けること。

六、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること

とし、指定登録機関の指定に係る規定については、昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案は、コンピュータのプログラムの著作物としての特性に応じ、その登録の手續及び指定登録機関による登録事務の実施等について著作権法の特例を定めようとするものであります。

次に、著作権法の一部を改正する法律案は、情報処理及び電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要な情報を容易に検索できるようにしたデータベースの著作物の保護を明確にするとともに、有線テレビジョン放送、ビデオテックス等有線系ニューメディアの開発・普及に対処するため、規定の整備、有線放送事業者の保護等を行うとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括議題として審査し、参考人の意見を聴取するとともに、登録機関の指定及

びその登録事務の進め方、プログラムの保護期間等の再検討、データベースの保護のあり方、発展するニューメディアへの対応、隣接権条約への早期加入、複製問題への速やかな対応、貸しレコードに関する円満な利用関係の維持、実演家の適正な権利保護、著作権思想の普及などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より両法律案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、適正かつ円滑な登録事務の実現など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、近年の情報処理技術及び電気通信技術の発達に伴い、電子計算機を用いて必要な情報を容易に検索で

委員長報告

九九ページ参照

きるようにしたデータベースの著作物の保護を明確化するとともに、有線テレビジョン放送、ビデオテックス等の開発・普及に対処するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、データベースの定義を定めるとともに、データベースでその情報の選択又は体系的な構成により創作性を有するものは著作物として保護すること。

二、「有線放送」の定義を改正し、公衆によつて同一の情報と同時に受信されるように送信する形態のものとし、この「有線放送」と利用者の求めに応じ個別の情報を個々に送信する形態のものを一括し、公衆に対する送信を広く「有線送信」として新しく定義すること。

三、有線放送事業者に対して、放送事業者に準じ、複製権、放送権、再有線放送権などの著作隣接権を新たに認め、さらに、有線放送することのできる著作物の一時的固定を認めるとともに、商業用レコードの二次使用料の支払義務を課すこと。

四、有線放送に関連する著作権の制限等に関する規定を整備すること。

五、この法律は、昭和六十二年一月一日から施行すること。

○社会労働委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出日	付託	委員会	議決	院議	衆議院	参議院	備考
22	中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	六、二二三	六、二二三 (予)	六、四一〇 修正	六、四二一 修正	六、四二一 修正	六、二二三 可決	六、三三五 可決	衆衆 へ 同 回 六、四二一 付意
23	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	衆	二二三	二二三 (予)	四、七 可決	四、八 可決	四、八 可決	二二三 可決	四、八 可決	衆衆 へ 同 回 四、二 付意
30	年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律案	衆	二二七	二二七 (予)	四、八 修正	四、二一 修正	四、二一 修正	二二七 可決	三、二七 可決	衆衆 へ 同 回 四、二 付意
31	児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二二七	二二七 (予)	四、五 修正	四、八 修正	四、八 修正	二二七 可決	三、二七 可決	衆衆 へ 同 回 四、三 付意
32	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二二七	二二五 (予)	五、三 可決	五、四 可決	五、四 可決	二二七 修正	四、一七 修正	衆衆 へ 同 回 四、一七 付意
33	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	二二七	二二七 (予)	五、三 可決	五、四 可決	五、四 可決	二二七 可決	四、一〇 可決	衆衆 へ 同 回 四、二 付意
46	環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案	衆	二二四	二二四 (予)	四、五 可決	四、八 可決	四、八 可決	二二四 可決	四、三 可決	衆衆 へ 同 回 四、三 付意

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
6	育児休業法案	中西珠子君 外 二名 (四二六)	五、六		四、三 未	了 (五、六 予)	
5	育児休業法案	糸久八重子君 外 三名 (四二三)	四、五		四、三 未	了 (四、五 予)	
4	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外 一名 (四二三)	四、五		四、三 未	了 (四、五 予)	
3	公衆浴場法の一部を改正する法律案	糸久八重子君 外 五名 (四二三)	四、五		四、三 未	了 (四、五 予)	
2	戦時災害援護法案	片山甚市君 外 五名 (六一、四二六)	六、四、八		六、四、六 未	了 (六一、四二八 予)	

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院 付託 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決	備考
66	労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、五	四、三 可 決 可 決	四、七 可 決 可 決	
63	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	六、三、四	六、三、四 可 決 可 決	六、三、四 (予) 可 決 可 決	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考	
5	原子爆弾被爆者等援護法案	森井忠良君 外十三名 (六二、三三七)	六二、三三三		付委員会 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決	撤 六二、四一七 回 (委員会許可)	
18	労働基準法の一部を改正する法律案	森井忠良君 外四名 (四二五)	五、六		五、六 (予)	五、六 議決 議決 議決 議決	五、六 議決 議決 議決 議決	
20	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五二三)	五、三	五、三	五、三 (予)	五、三 議決 議決 議決 議決	五、三 議決 議決 議決 議決	六二、五二三 議決

国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
2	地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件	衆議院	六二、四一八	付委員会 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決	

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会の到来を迎え、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることが、その職業生活の充実等を図る上で不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の雇用の促進、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保等の措置を総合的に講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めること。

二、総則の改正

1 法律の目的規定について所要の改正を行うほか、高年齢者等は、その意欲・能力に応じた雇用その他の就業の機会が確保されるよう配慮される旨の基本的理念を明らかにすること。

2 事業主は、その雇用する高年齢者の雇用の機会の確保等に努めること。また、国・地方公共団体は、事業主、労働者等に対する援助を行う等高年齢者の雇用その他の就業の機会確保のための施策の推進に努めること。

三、定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進

1 事業主は、定年を定める場合には、それが六十歳を下回らないように努めること。

2 労働大臣は、六十歳未満定年の事業主であつて、六十歳を下回ることについて特段の事情がないものと認めるものに対して、定年引き上げの要請、引き上げ計画の作成命令、同計画の適正実施勧告、正当な理由なく命命・勧告に従わない事業主名の公表等を行うことができること。

3 事業主は、高年齢者の雇用の安定のための諸条件の整備等を担当する高年齢者雇用推進者を選任するよう努めること。

四、高年齢者等の雇用の促進等

1 国は、高年齢者の雇用の促進するため、職業紹介、

職業指導等の効果的な実施、求人者に対する指導、求人者の開拓、求人求職情報の収集・提供等に努めること。

2 事業主は、労働省令で定める高年齢者について、定年等により離職する場合、その再就職の援助に努めるとともに、多数離職する場合には、あらかじめ、公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

3 公共職業安定所長は、労働省令で定める高年齢者を雇用する事業主に対して、再就職援助計画の作成を要請することができるものとし、その要請を受けた事業主は、同計画を公共職業安定所長に提出するとともに、再就職援助担当者を選任すること。

4 事業主は、その雇用する高年齢者に対し、引退後の生活に関する知識の取得の援助等の措置を講ずるよう努めること。

五、高年齢者雇用安定センター

1 労働大臣は、高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人であつて、高年齢者の雇用の安定に関する調査研究、雇用保険法による雇用の改善事業のうちの一定の給付金の支給等の業務等を適正・確実に行うことができるものと認められるものを、全

国に一を限り、中央高年齢者雇用安定センターとして指定することができること。また、労働大臣は、右の指定を受けた者に前記の給付金の支給等の業務の全部又は一部を行わせるものとすること。

2 労働大臣は、都道府県の区域において高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人であつて、高年齢者の雇用の安定に関する情報資料の収集提供、中央高年齢者雇用安定センターの委託を受けた1の給付金の支給等の業務を適正・確実に行うことができるものと認められるものを、都道府県に一を限り、都道府県高年齢者雇用安定センターとして指定することができること。

六、定年退職者等に対する就業機会の確保

国・地方公共団体は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保を確保するための措置を講ずるよう努めること。

七、シルバー人材センター等

1 都道府県知事は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保・提供等を適正・確実に行うことができるものと認められる公益法人を、市町村

の区域（必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限り、シルバー人材センターとして指定することができること。

2 シルバー人材センターは、労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができること。

3 労働大臣は、シルバー人材センターの業務の連絡調整等を適正・確実に行うことができることと認められる公益法人を、全国に一を限り、全国シルバー人材センター協会として指定することができること。

八、国による援助等

1 国は、一定範囲の年齢の高年齢者を雇用する割合が労働省令で定める割合を超える事業主に対する助成その他の事業主に対する援助等の措置を講ずることができること。

2 労働大臣は、事業主に対し、定年に関する制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況について必要な事項の報告を求めることができること。

3 高年齢者雇用率制度を廃止すること。

4 三に関する規定等は、国家公務員・地方公務員については適用しないものとする。

九、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。ただし、高年齢者雇用安定センターに関する規定その他一部の規定は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

高年齢者雇用安定センターに関する規定その他一部の規定の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に改めること。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会における退職金制度の重要性、中小企業における退職金制度の普及状況等にかんがみ、中小企業退職金共済制度の充実強化、その積極的普

及を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額引き上げ

掛金月額の最低額を現行の千二百円から三千円に、最高額を現行の一万六千円から二万円に引き上げること。

二、掛金納付月数の通算制度の拡充

退職後二年以内に再び被共済者となつた者について、直前の掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退職理由の如何を問わず、その被共済者の申出により掛金納付月数を通算することができること。

三、掛金負担軽減措置の新設

退職金共済制度への加入促進等のため、掛金負担軽減措置として、中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）は、一定の範囲で掛金を減額することができることとし、特定業種退職金共済組合（以下「組合」という。）は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができることとする。

四、過去勤務期間に係る掛金月額の引き上げ等

過去勤務期間に係る掛金月額の最低額を現行の千二百円から三千円に引き上げるとともに、過去勤務掛金完納

の場合の過去勤務期間に係る退職金給付水準を、過去勤務期間以外の掛金納付月数に係る退職金給付水準と同様の水準に引き上げること。

五、役員任期の変更

事業団・組合の理事長を除く役員任期を四年から二年に変更すること。

六、業務委託の範囲の拡大

事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所等の事業主団体に委託できる業務の範囲に、申込金の収納等に関する業務を加えること。

七、余裕金の運用方法の範囲の拡大

余裕金の運用方法の範囲に、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払い込みを加えること。

八、掛金負担軽減措置に要する費用に対する国庫補助の新設及び退職金給付に対する国庫補助の廃止

退職金共済制度への加入促進等のため、事業団・組合が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること。

九、施行期日

この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行するこ

と。ただし、余剰金の運用方法の範囲の拡大に係る規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、国民年金等の被保険者及び受給権者等の福祉の向上を図るため、年金福祉事業団において、長期借入金等による資金の運用を行うことができることとするともに、老齢福祉年金の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金福祉事業団法の一部改正

1 年金福祉事業団は、国民年金の被保険者に対する貸し付け等の業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保に資するため、長期借入金の借り入れ等の方法で政府から調達した資金の運用を行い、これによ

り積み立てられた積立金の管理を行うことをその業務とすることができるものとする。

2 年金福祉事業団は、金融機関等の法人に対し、1の業務の一部を委託することができるものとする。

3 年金福祉事業団は、1の業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理し、運用益について、これを積み立て、将来必要があるときは、一般の勘定に繰り入れて、各種の還元福祉事業の財源に充てるものとする。

4 1の資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行われなければならないものとする。

(1) 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

(2) 預金又は貯金（厚生大臣が適当と認めて指定したものに限り）

(3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

二、国民年金法等の一部改正

老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、老齢福祉年金の額の引き上げについては、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

一一五ページ参照

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を、児童一人の場合、月額三万三千

円から三万三千七百円に、児童二人の場合、月額三万八千円から三万八千七百円に、それぞれ引き上げること。

二、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を、障害児一人につき、月額二万六千五百円から二万七千二百円に、重度障害児一人につき、月額三万九千八百円から四万八千円に、それぞれ引き上げること。

三、障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当に関する事項

障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当の額を、月額一万二千五百円から一万五千五百円に引き上げること。

四、特別障害者手当に関する事項

特別障害者手当の額を、月額二万円から二万八千円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、児童扶養手当、

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的に支給される福祉手当及び特別障害者手当の額の引き上げについて、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げることです。

次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所得制限、政策金融のあり方、環境衛生金融公庫の融資手続の簡素化等の諸問

題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、掛金月額の最低額及び最高額をそれぞれ引き上げること。第二に、転職前の掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退職理由のいかんを問わず、被共済者の申し出により掛金納付月数を通算

できることとする。第三に、加入等の促進のため、中小企業退職金共済事業団は、一定の範囲で掛金を減額することができ、特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができることとする。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十万八千円から十一万八千円に引き上げること。

二、特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の

額を、月額三万九千八百円から四万八百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万七千円から三万八千円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千三百円から一万三千六百円に引き上げること。

六、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月

一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一一四ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百二十四万円を昭和六十一年七月分から四百四十六万五千円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百四十四万円を昭和六十一年七月分から百五十一万円円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行十一万二千円を昭和六十一年七月分から十一万七千九百十円に引き上げること。

三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三十一日以前に死亡したことにより戦没者等の妻となつていない者に対して、特別給付金（戦傷病者等の妻であつた期間に応じて額面六十万円又は百二十万円、十年償還の国債）を支給すること。

四、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

1 昭和五十八年四月一日までに新たに戦傷病者等の妻となつた者に対して、特別給付金（額面三十万円（軽

症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

2 既に戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受給している者であつて、昭和六十一年十月一日において戦傷病者等の妻である者に対して、特別給付金（戦傷病者等の妻としての期間に応じて額面三十万円から六十万円（軽症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

3 昭和五十八年四月一日までに新たに満州事変間に受傷り病した戦傷病者等の妻となつた者に対して、特別給付金（額面三十万円（軽症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

4 戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三十一日以前に平病死している場合、その妻に特別給付金（額面五万円、五年償還の国債）を支給すること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。ただし、三及び四は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給すること等であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げること等あります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、一般戦災者に対する援護、中国残留日本人孤児の自立援護策、原爆死没者調査の施策への反映、被爆者の高齢化に伴う施策の改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決し

ました。

次いで、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫について、施設の設置等に要する資金の貸し付けに加え、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務範囲の拡大

施設又は設備の設置又は整備に要する資金のほか、次の資金を貸し付けることとする。

1 環境衛生関係業者が、その営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 環境衛生同業組合等が、環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるもの

二、役員任期

理事及び監事の任期を、四年から二年に改めること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

ただし、役員任期の改正規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣

法第六三号）

要旨

一、廃棄物処理施設整備計画の策定等

本法律案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和六十年までの第五次五カ年計画に引き続き、六十五年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずるものである。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の内容は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、新たに、昭和六十五年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定することとするものであります。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、年金福祉事業団において、その業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保を目的とする長期借入金等による資金の運用を行うことができることとする。第二に、老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から月額二万七千二百円に引き上げることあります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、適正処理困難廃棄物の処理、廃棄物の減量化及び再生・資源化、廃棄物処理事業における労働災害、年金積立金の高利運用策、年金福祉事業団に対する出資金・交付金のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事よ

り、施行期日に関する修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めること。第二に、事業主は、定年を定める場合には六十歳を下回らないように努めるものとし、六十歳未満定年を定めている事業主に對し、定年引き上げの要請等の措置を講ずることができるようものとする。第三に、一定割合を超えて高年齢者を雇用する事業主に対する助成、高年齢者雇用に関する相談援助体制の整備その他の継続雇用促進のための施策を明らかにすること。第四に、職業紹介等の効果的実施、事業主が行う再就職援助その他の再就職促進のための施策を明らかにすること。第五に、定年退職者等の就業ニーズに応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供体制を整備すること等であります。

委員会におきましては、六十歳定年の努力義務規定の実効性、六十歳代前半層の雇用対策、定年延長に伴う雇用管理、シルバー人材センターの充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表して、大浜理事より、施行期日に関する修正案が提出されました。討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつてされており、

以上、御報告申し上げます。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険の保険給付内容の改善整備を図るとともに、事業場ごとの業務災害状況に応じた保険料率改定に関する措

置の対象事業場の範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働者災害補償保険法の一部改正

- 1 年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、年齢階層別賃金の実態を基礎として労働者の年齢階層ごとに最低限度額・最高限度額を定め、その給付基礎日額が、労働者の年齢の属する年齢階層に応ずる最低限度額を下回り又は最高限度額を超える場合には、当該最低限度額又は最高限度額を給付基礎日額とすること。
- 2 所定労働時間の一部のみ労働した場合の休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金を控除した額の百分の六十に相当する額とすること。また、監獄等に収容されている場合は、休業補償給付を支給しないこととすること。
- 3 通勤災害に関する休業給付についても、2と同様の改正を行うこと。
- 4 通勤経路からの逸脱又は通勤の中断後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大し、現行の日用品の購入等のほかに労働省令で定める一定の行為を加えること。
- 5 事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立

の届出を怠つていた期間中に生じた事故について保険給付を行つたときは、政府は当該保険給付に要する費用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収できることとする。

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

1 継続事業のメリット制度（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）の対象事業場の規模を使用労働者数二十人以上（現行三十人以上）に改めるほか、メリット収支率の算定期間を三年度間（現行三暦年間）に改めること。

2 有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる調整率について、所要の改正を行うこと。

3 労働保険の保険料の納付の手續に關し、口座振替による納付の方法を導入すること。

三、施行期日

この法律は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の改正については昭和六十二年二月一日、継続事業に係るメリット制度の改正については同年三月三十一日、労働保険の保険料の納付の手續に係る改正については昭和六十三年四月一日、その他の改正事項については昭和六十

二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、労働者災害補償保険法関係の改正では、第一に、年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めること。第二に、休業補償給付及び休業給付の額について、所定労働時間の一部について休業したときは、休業による賃金喪失分の六〇%とすること。第三に、休業補償給付及び休業給付について、監獄等に収容されている者に対しては支給しないこと。第四に、通勤災害に關し、通勤経路からの逸脱等の後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大すること。第五に、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の手續を怠つている期間中に生じた事故について、保険給付を行つたときは、その費用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収

することができると等であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の改正では、継続事業のメリット制度の対象事業場の規模を使用労働者数二十人以上とするとともに、有期事業のメリット収支率について所要の改正を行うこと、保険料の納付の手続について口座振替による納付の方法を導入すること等であります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるとであります。委員会におきましては、以上二件に対し、労働災害の動向と防止対策、年金たる保険給付に関する最低・最高限度額の設定、給付水準の改善、公共職業安定所等の再編整の方針等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、まず、労

働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件について諮りましたところ、討論はなく、本件は、多数をもつて承認すべきものと決しました。

なお、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案の主な内容は、社会保険労務士制度の整備充実を図るため、社会保険労務士の業務に事務代理業務を加えるとともに、社会保険労務士の研修及び勤務社会保険労務士の責務等について規定の整備を行うことであります。委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

要旨

本法律案は、社会保険労務士の活動に対する要請の増大、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性にかんがみ、社会保険労務士制度の整備充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職務内容の充実

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告その他の事項（主務省令で定めるものに限る。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査・処分に関する主張・陳述（主務省令で定めるものを除く。）について、代理することができるものとする。

二、事業所に勤務する社会保険労務士の登録及び責務

1 事業所に勤務する、いわゆる勤務社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に、現行の登録事項に加えて、勤務する事業所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならないものとする。

2 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

ならないものとする。

三、研修

社会保険労務士は、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないものとする。また、事業主は、勤務社会保険労務士が研修を受講しようとするときは、事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるよう努めなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

一一八ページ参照

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一

部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十一年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東公共職業安定所及び同所江別出張所ほか公共職業安定所及びその出張所十一カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

一一八ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
15	土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案	衆	六、二、五	付託 委員会議決 可決 六、二、六 六、三、七 六、三、八 六、三、九	付託 委員会議決 可決 六、三、五 六、三、五	
27	生物系特定産業技術研究推進機構法案	〃	二、四	(予) 三、二六 可決 五、九	三、二〇 可決 四、三 四、五	
28	農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案	〃	二、四	(予) 二、二四 可決 四、七	二、二四 修正 四、九 修正 四、二	
50	主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案	参	二、六	三、五 可決 四、〇	(予) 三、五 可決 五、五	
76	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	衆	三、〇	(予) 三、二〇 可決 五、三	三、二〇 可決 五、七	
77	農林中央金庫法の一部を改正する法律案	〃	三、〇	(予) 三、二〇 可決 五、三	三、二〇 可決 五、七 可決 五、八	

本院議員提出法律案（一件）

8	外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (六、五、八)	予備送 六月、五、九	衆へ提 六月、五、九	参議院 付託委員会 議決 六月、五、九 可決	衆議院 付託委員会 議決 六月、五、九 (予)可決	本院 議決 六月、五、二五 可決	備考
---	---------------------------	--------------------	---------------	---------------	------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------	----

衆議院議員提出法律案（二件）

7	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (三、五)	予備送 三月、五	本院へ提 三月、五	参議院 付託委員会 議決 三月、七 可決	衆議院 付託委員会 議決 三月、六 可決	本院 議決 三月、五 可決	備考
6	農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (六、三、五)	予備送 六月、三、五	本院へ提 六月、三、五	参議院 付託委員会 議決 六月、三、七 可決	衆議院 付託委員会 議決 六月、三、六 可決	本院 議決 六月、三、五 可決	備考

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るため、国営土地改良事業のすべての工事について、その工事

に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができるとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良法の一部改正

(一) 国営土地改良事業のすべての工事について、その事業費のうち都道府県に負担させる費用の全部又は一部につき、借入金をもつてその財源とすることができることとする。

(二) 申請により開始される国営土地改良事業等について、都道府県に負担させる費用のうち、事業参加資格を有する者から徴収すべき費用等につき借入金をもつて財源とするには、当該事業の施行を申請した者等の申請に基づかなければならないこととする。

二、特定土地改良工事特別会計法の一部改正

(一) 本特別会計の経理の対象を国営土地改良事業のすべての工事、受託工事及び直轄調査に拡大することとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改めることとする。

(二) 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道府県に負担させる費用の一部につき借入金を財源とする方式の実施等に伴い、都道府県に負担させる費用の一部に相当する金額を一般会計から繰り入れること、その繰り入れられた金額に対応する都道府県の負担金等を一般会計に繰り入れること等経理に関する規定の整備を行うこととする。

(三) 本特別会計の歳入歳出決定計算書については、その簡素化を図ることとし、歳入歳出予定計算書の現行の区分と同一の区分により作成することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法改正案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るため、国営土地改良事業のすべての工事について、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができることとするともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大す

ることとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改めようとするものであります。

委員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと第三次土地改良長期計画との整合性、事業の進捗率と農業基盤整備予算との関係、事業量の拡大が工期の短縮に及ぼす効果、事業費の増嵩がもたらした農家負担増への対応策、土地改良事業に対する地方財政措置の進め方、農用地造成における土壌改良の実態、農用地開発公団の役割と今後のあり方等であります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案による八項目から成る附帯決議を全会一致で行いました。

次に、農業協同組合合併助成法改正案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を昭和六十四年三月三十一日まで復活、延長するとともに、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、課税の特例

措置が適用されるよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の発言があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農林漁業金融公庫法改正案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融資に関する臨時措置をさらに五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、別に質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

生物系特定産業技術研究推進機構法案（閣法第二七号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、当該技術の高度化を推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資すること並びに、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的とする。

二、定義

この法律において「生物系特定産業技術」とは、生物の機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事業のうち、農林漁業、飲食料品製造業及びたばこ製造業その他政令で定める業種に属する事業に関する技術であつて、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とするものをいうものとする。

三、設立

機構は、生物系特定産業技術についての民間の関係者

が発起人となり、政府及び民間が出資して一を限り設立される認可法人とする。

四、業務

機構は、民間が行う試験研究に必要な資金の出資及び融資を行うほか、国の試験研究機関と民間とが行う共同研究のあつせん、国による遺伝資源の提供についての民間の研究者に対するあつせんその他民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するため必要な業務を行うこととする。

また、機構は、これらの業務に併せて、農業機械化促進法に定めるところにより、農業機械化の促進に資するため、従来農業機械化研究所が行つてきた農機具の改良に関する試験研究、農機具についての検査等の業務を行うこととする。

五、財務及び会計

機構の財務及び会計については、それぞれ業務ごとに経理を区分し勘定を設けて整理することとする。

六、農業機械化研究所の解散

機構が設立されることに伴い、農業機械化研究所を解散するものとし、その一切の権利義務は、機構が承継す

ることとする。

七、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案のうち、まず生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出融資その他の業務を行い、併せて農器具の改良に関する試験研究等の業務を行う法人として、生物系特定産業技術研究推進機構を設立しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、機構設立に当たつての基本的な考え方、機構の適正な運営のための人材・資金確保の見通し、民間研究促進業務における出融資対象選定の基準、農業機械化研究所の改組に伴う農業機械化促進業務の充実、バイオテクノロジー開発に伴う安全性の確保、新技術開発成果の農業者等への還元、

公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より本法律案に反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、農水産業協同組合貯金保険法改正案及び農林中央金庫法改正案について申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険法改正案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応して、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、新たに、経営が困難となつた農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実に図ろうとするものであります。

農林中央金庫法改正案は、農林中央金庫について、その経営の自立化及び活性化を図るため、出資資格者から「政府」を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境

の変化に対応してその機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業務、預金業務その他の業務の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、農林漁業金融に農林中央金庫が果たしてきた役割、農林中央金庫の基本的性格と民間法人化を図ることの意味、金融自由化の内容とその系統金融に及ぼす影響、金融環境の変化に対応した農林中央金庫の業務のあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合への対応策、経営が困難となつた組合を救済するための合併のあり方、貯金保険機構による資金援助の仕組み、貯金保険機構の財務の健全性等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、農林中央金庫法改正案に反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、順次採決の結果、農水産業協同組合貯金保険法改正案は全会一致をもつて、農林中央金庫法改正案

は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、三項目及び四項目にわたる附帯決議をそれぞれ行いました。

以上、御報告いたします。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案
(閣法第二八号)

要旨

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保して、農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

1 日本中央競馬会は、昭和六十一事業年度及び六十二年事業年度において、毎事業年度、通常の国庫納付金の

ほか、特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当する金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日まで間に国庫に納付しなければならぬものとする。

2 1による国庫納付金（以下「特別国庫納付金」という。）の額に相当する金額は、特別積立金の額から減額して整理するものとする。

二、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等

1 特別国庫納付金は、その納付された年度における農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とするものとする。

2 1により農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金及び当該貸し付けに関する事務に要する費用の財源に充てるものとする。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十一年四月一日」から「公布の日」に改める修正を行った。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金のうち百五十億円ずつ合計三百億円を、昭和六十一年度及び昭和六十二年度において、特例的に国庫に納付させ、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする措置を講じようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、中央競馬会国庫納付金制度の趣旨とあり方、特別国庫納付が中央競馬会財政に与える影響、中央競馬会の運営をめぐる問題、軽種馬育成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見通し、貸付条件の改善等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、主要農作物種子法について、農業者に対する優良な種子の供給を確保するための国及び都道府県の主導的な役割を堅持しつつ、優良な種子を生産し得る民間事業者も主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くとともに、主要農作物の種苗を含めた種苗の流通の一層の適正化を図るため、種苗法の指定種苗制度の拡充等を行うものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主要農作物種子法の改正

1 指定種子生産圃場の指定対象の拡大

主要農作物の種子は、都道府県が指定した圃場で生産を行うものとされているが、委託を受けて主要農作物の種子を生産する者の圃場は、一般に、この指定を受けることができることとする。

2 原種及び原原種の生産に関する規定の整備

都道府県は、現行どおり、必要な主要農作物の原種

及び原原種の生産を行わなければならないこととするとともに、都道府県以外の者で適格性を有するものによる原種及び原原種の生産の途を開くこととする。

二、種苗法の改正

1 指定種苗の指定対象の拡大

指定種苗の指定対象を拡大することとし、主要農作物たる稲、麦及び大豆の種苗を追加するとともに、種苗に関する技術開発により流通することとなる新たな態様の種苗も必要により含めることができることとする。

2 指定種苗の表示内容の充実

農林水産大臣は、その品種の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗について、その品種の特徴に関する表示の基準を定めて公表し、これを遵守しない種苗業者に対し、勧告及び命令を行うことができることとする。

3 都道府県知事に対する権限の委任に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、主要農作物種子法について、農業者に対する優良な種子の供給を確保するための国及び都道府県の主導的な役割を堅持しつつ、優良な種子を生産し得る民間事業者も主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る道を開くとともに、主要農作物の種苗を含めた種苗流通の適正化を一層促進するため、種苗法における指定種苗制度の拡充等を行うものであります。

委員会におきましては、指定種子生産圃場の指定対象の拡大、原種及び原原種の生産に関する規定の整備、指定種苗の範囲の拡大、指定種苗の表示内容の充実とその運用、バイオテクノロジー等による新品種の開発に対応した種苗登録制度のあり方、種子をめぐる国際競争の現状と、それへの対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、経営困難農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農水産業協同組合貯金保険機構の業務を拡充し、貯金等の払戻しを停止するおそれがあるか若しくは停止した農協、漁協等の救済のためにこれと合併する農協、漁協等に対し、又は組合系統組織における相互援助取り決めによりその合併若しくは信用事業再建措置を援助する農協、漁協の連合会等に対し、機構が資金援助を行うことがで

きることとする。

二、機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会等が受けるための手続については、資金援助を受けようとする農協、漁協又はこれらの連合会等は、あらかじめ、合併又は信用事業再建措置について、都道府県知事による適格性の認定又はあつせんを受けなければならないこととする。

三、保険金の支払方法を改善し、保険事故が発生した場合において、貯金者等の保護のため必要な場合には、早期に仮払金の支払いを行うことができることとする。

委員長報告

一二七ページ参照

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、農林中央金庫について、その経営の自立化及び活性化を図るため、出資資格者から政府を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ず

るとともに、最近における金融環境の変化に対応してその機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業務、預金業務その他の業務の整備を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農林中央金庫の民間法人化を図るために必要な規定の整備

1 農林中央金庫が昭和三十四年以降は民間資金のみを資本金としていること等の状況を踏まえ、出資資格者から「政府」を削除することとする。

2 総務庁設置法における特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から農林中央金庫を除外することとする。

3 副理事長及び理事は出資者総会において選任することとするとともに、理事の任期については、経営の活性化を図る等の観点から、現行の四年を三年に改めることとする。

4 農林中央金庫の自主的運営を助長するため、金融機関に対する貸し付け及び剰余金の処分に係る主務大臣認可を廃止することとする。

二、金融環境の変化に対応した業務の整備拡充

- 1 債務保証業務の対象範囲を農林中央金庫が貸し付けを行い得る者まで拡大することとする。
 - 2 金銭債権の取得又は譲渡の業務を行い得ることとする。
 - 3 預金の受け入れを行い得る対象者として、新たに、業務代理に係る貸付先、継続的な為替取引先、非居住者等を追加することとする。
 - 4 公益事業法人の業務の一部の代理を行い得ることとする。
 - 5 農林債券の販売力を維持するため、農林債券を担保として行う貸し付けの貸付期間の制限を廃止することとするとともに、証券業者に対する貸し付けを行い得ることとする。
 - 6 余裕金の運用対象として、銀行以外の金融機関への預金、金銭信託及び金銭債権を追加することとする。
- ### 三、その他
- 貸し付けの期間及び方法に係る制限規定を削除する等
所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

一二七ページ参照

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（参第八号）

要旨

本法律案は、経済事情の変動及び我が国領海における外国漁船の違法操業の実態等にかんがみ、外国人漁業の規制に関する法律の罪につき定めた罰金の多額を二十万円から四百万円に引き上げようとするものである。

趣旨説明

ただいま議題となりました外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、二百海里体制の定着に伴いまして、我が国の遠洋漁業をめぐる情勢には極めて厳しいものがあること等から、国民の食生活の安定を確保する上で、沿岸漁業及び沖合漁業の振興が重要な課題となっております。

しかるに、近年、我が国の近海には、外国漁船の進出が著しく、領海内での不法操業等外国人漁業の規制に関する法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維持のため、関係者からその発生防止を強く要請されているところであります。

外国人が、我が国の領海内において漁業又は水産動植物の採捕を行った場合には、同法により、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金等に処することといたしておりますが、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かれてきております。

しかしながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変動しており、同法の罰金の額は、現在の経済事情等に必ずしも適合したものとなっており、抑止力として十分であるとはいえない状況にあります。

また、近隣諸国における外国漁船の違反操業に関する罰金の額も高額化しており、同法の罰金の額は、国際漁業情勢にも対応したものとなっております。

この法律案の内容は、このような情勢を勘案し、外国人漁業の規制に関する法律に規定する罰金の多額を現行の二十万円から四百万円に改定しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。なにとぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいませようお願い申し上げます。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間、合併経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができるものとする。

二、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合について法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ずるものとする。

委員長報告

一二四ページ参照

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に五年間延長しようとするものである。

委員長報告

一二四ページ参照

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
85	特定商品等の預託等取引契約に関する法律案	衆	三三二	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	衆本会議趣旨説明 四一七
64	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案	衆	三一四	四三三 可 決	四三三 可 決	三二六 可 決	三二六 可 決	衆本会議趣旨説明 六一、三二六
60	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案	衆	三七	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
47	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案	参	二二五	二二五 可 決	二二五 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
42	中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案	衆	二二〇	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
41	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二二〇	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
29	航空機工業振興法の一部を改正する法律案	衆	二二四	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
12	特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案	衆	六一、二四	六一、二六 （予） 可 決	六一、二四 可 決	六一、二五 可 決	六一、二五 可 決	

本院議員提出法律案（二件）

7	件名	提出者 (月 日) 福岡知之君 二名 (六、五八)	予備送 付月日 六、五三	衆議院へ提 出月日	参議院			衆議院	備考
					付 委員 託会 議委員 決会 議本 議決	議 委員 決会 議本 議決	議 委員 託会 議委員 決会 議本 議決		
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案									

衆議院議員提出法律案（二件）

11	件名	提出者 (月 日) 上坂昇君 三名 (六、四三)	予備送 付月日 六、四七	本院へ提 出月日	参議院			衆議院	備考
					付 委員 託会 議委員 決会 議本 議決	議 委員 決会 議本 議決	議 委員 託会 議委員 決会 議本 議決		
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案									

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、中小企業の国際経済環境等の変化への適応

を円滑化するため、中小企業者が行う事業の転換を助成し、あわせて最近の円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営の安定を図るため、税制、金融面における助成措置等を講じようとする

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

特定中小企業者等

一、主務大臣は、経済的事情の著しい変化等によつて相当数の中小企業者の事業活動に支障を生ずる業種を全国的に、または地域を限つて指定する。指定業種に属する中小企業者及び指定業種以外の業種に属している中小企業者であつて指定業種におけると同様の状況にあると認められる中小企業者を特定中小企業者とする。指定業種のうち、円高等が輸出入に影響を与えた結果、中小企業者の事業活動に支障が生じたと認められる業種であつて、主務大臣が全国的に、または地域を限つて指定するものに属する特定中小企業者及びこれに属さない業種に属している特定中小企業者であつて、同様の状況にあると認められる者は、都道府県知事の認定を受けることができる（認定特定中小企業者）。

事業転換対策

二、特定中小企業者は、事業転換計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

また、商工組合等の法人であつて、相当数の特定中小企業者をその構成員とするもの（特定商工組合等）は、

事業転換円滑化計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

三、承認を受けた特定中小企業者または特定商工組合等が事業転換用資金、事業転換円滑化資金として必要とするものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げなどの特例措置を講ずる。

四、承認を受けた特定商工組合等がその構成員に対し、新技術研究開発のために負担金を課した場合、その負担金及び負担金によつて取得した資産について、税法上、特別の措置を講ずる。

また、承認を受けた特定中小企業者に対して地方税の特例を設ける。

緊急経営安定対策

五、認定特定中小企業者に対し、中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間を延長する。

六、認定特定中小企業者に対し、中小企業信用保険の付保限度額の別枠設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げなどの特例措置を講ずる。

七、欠損金が生じた認定特定中小企業者に対し、法人税の

繰り戻し還付について特別の措置を講ずる。

その他

八、近代化施策の推進、資金の確保等について規定する。

なお、本法は、施行の日から七年を経過した日にその効力を失うこととなっているが、緊急経営安定対策に関する規定は、昭和六十三年三月三十一日限りで効力を失う。

委員長報告

ただいま議題となりました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、中小企業者の事業転換対策及び緊急経営安定対策を講じようとするものであります。

すなわち、我が国経済の国際化等内外の著しい構造的環境変化に対応して中小企業者が行う事業転換の円滑化等を図るため、税制、金融、信用補完等助成措置を講ずるとともに、円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営安定を図るためにも、税制、金融、信用補完等の助成措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、昨今の急激な円高が我が国産業、特に中小企業に及ぼす影響、当面の円高対策、低迷色が広がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、日本共産党の市川理事より本法律案に対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、渡辺通商産業大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、中小企業者に対する振興・助成施策の一層の拡充、推進を図るべきであるなど六項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、近年における航空機等の高性能化、高価格化に伴い航空機等の開発に膨大な技術的・資金的リスクが生じていることにかんがみ、わが国航空機工業の振興方式を、航空機等の国産化から国際共同開発に転換し、航空機等の開発に要する膨大な資金的リスクを克服してゆくための助成制度を新たに創設するとともに、日本航空機製造株式会社等がすでに解散していることにかんがみ、同会社に関する規定の削除を行うものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的・定義の改正

本法の目的を、「航空機等の国産化」の促進によつて「国際収支の改善に寄与」することから、「航空機等の国際共同開発を促進するための措置等」を講ずることにより「国際交流の進展に寄与」することに改める。

また、本法適用の「航空機等」を民間航空の用に供するものに限定する。

二、国際共同開発促進のための措置

通商産業大臣は、航空機等の国際共同開発を促進するため、国際共同開発の事業を行う本邦法人（開発事業者）に対して、国際共同開発に関する基本的な指針（開発指針）を定め、これを公表する。

また、通商産業大臣は、開発指針に即して開発事業者等に対して助成金の交付の事業を行う者（指定開発促進機関）を指定し、これに対し、交付金を交付することができる。この指定開発促進機関は、国からの交付金を用いて開発事業者等に対する補助及び利子補給を行うとともに、当該開発事業が成功した場合には、開発事業者等からその助成額を超えて収入又は利益の一部を納付金として納付させることができ、この納付金を次の国際共同開発に対する助成金として使用する。

三、通商産業大臣による監督

国際共同開発促進のための措置が、適確かつ公正に実施されることを確保するために、指定開発促進機関に対する業務規定、事業計画の認可等の通商産業大臣による所要の監督規定を設ける。

四、日本航空機製造株式会社に関する規定の削除

日本航空機製造株式会社は、昭和五十八年三月に解散

したため、本法の同会社に関する規定を削除する。

委員長報告

ただいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、次代を担う航空機等の開発には高度の技術と膨大な資金を要することから、近年、航空機の国際共同開発が世界の趨勢となつてきていること等にかんがみ、航空機工業の振興方式を、「国産化の促進」から「国際共同開発の促進」に改め、そのために必要な新しい助成制度を導入しようとするものであります。その助成制度については、従来の補助金方式を改め、新たに設けられる指定開発促進機関に対し交付金を交付することにより、利子補給等幅広い助成を行うこととするものであります。

なお、既に解散している日本航空機製造株式会社に関する規定は削除することとしております。

委員会におきましては、輸送機及びジェットエンジンの国際共同開発の現状と見通し、新設される指定開発促進機関の組織、内容、助成の方式を補助金から利子補給に変更

した理由、航空機の安全対策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、指定開発促進機関に対する厳正な指導、監督を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、わが国の情報化の広汎かつ急速な進展に伴い深刻化しているソフトウェアの質・量両面にわたる需給ギャップを解消するために情報処理振興事業協会（IPA）が行っている諸事業のうち、現在、国からの出資を受けているシグマ事業、信用保証業務のための基金のほか、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業

活動に広く用いられると認められるプログラム（特定プログラム）の開発等の業務についても、国から必要な資金の出資を受けることができるようにするとともに、これに伴う同協会の資本金、利益及び損失の処理、出資者原簿、解散の場合の残余財産の分配に関する規定の整備等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における情報化の広汎かつ急速な進展に対応して、汎用プログラム開発の一層の促進を図るため、情報処理振興事業協会が実施する特定プログラムの開発に必要な資金を同協会へ出資できることとする等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を縮小しようとするものであります。すなわち、電子計算機活

用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備し、あわせて、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては、二法律案を一括して議題とし、汎用プログラムの開発・流通の促進、情報処理技術者の育成強化、中小企業経営等における情報化による効果、中小企業の情報化指導に要する人材の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決に入り、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案については多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案については全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を克服するため、電子計算機活用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備し、あわせて、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

（中小企業指導法の改正）

一、指定

都道府県知事は、民法第三十四条の規定により設立された法人であること等の要件に該当する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し（指定法人）、その者に中小企業指導事業のうち、

(一) 中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行うその経営管理に関し、経営の診断又は指導を行う

事業

(二) 電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に関し、その経営に与える影響等に関する調査並びに情報の提供を行う事業

（特定指導事業）を行わせることができることとする。

二、国の補助

国は、都道府県が、指定法人に特定指導事業を行わせるとき、当該法人に対し都道府県が補助する経費の一部を当該都道府県に対し補助することができることとする。（中小企業近代化資金等助成法の改正）

三、近代化プログラムに係わる助成等

中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるプログラムを追加し、国は、当該貸付事業を行う都道府県に対し助成を行うことができることとする。

委員長報告

一四二ページ参照

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が求められている現状にかんがみ、各国間の化学物質規制の態様の相違が円滑な化学品貿易の障害となることのないよう化学物質規制の国際的潮流に対応するとともに、その難分解性及び有害性により、その製造・輸入・使用等の状況によっては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそれのある化学物質について、環境汚染防止措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、新規化学物質の事前調査の充実

- 1 新規に開発された化学物質について、これまでのP C B類の性状の有無の判定に加え、蓄積性は有さないものの、難分解性及び有害性を有するかどうかの判定も行うこととし、このような性状を有する疑いのある化学物質を指定化学物質として指定することとする

2 事前審査における試験項目の決定など技術的事項に

については、国際的動向に十分配慮して決めることとする

二、事後管理制度の導入

- 1 指定化学物質については、製造・輸入数量の届出を義務付け、その使用状況等からみて必要があると思われるに至つたときは、その製造事業者等に有害性の調査を指示することができることとする

- 2 調査の結果、有害性が確定した化学物質で、相当程度の汚染が生じていると認められるものを第二種特定化学物質として政令指定し、製造及び輸入の予定数量等の事前届出を義務付け、環境汚染防止のための技術上の指針の公表、表示の義務付け等の措置を講ずるとともに、環境汚染の状況によつては、製造予定数量等の変更も命令しうるようにすること

委員長報告

ただいま議題となりました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、化学物質の安全性確保対策を一層充実する必要性にかんがみ、人の健康を損なうおそれのある化学物質については、その環境汚染を防止するため、新規化学物質の事前審査制度の充実、化学物質の事後管理制度の導入並びに事業者に対する指導及び助言等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、化学物質等による環境汚染防止のための総量規制の考え方、半導体工場で使われる化学物質による環境への影響及び労働災害の防止対策、PCB等のその後の回収・処理状況、安全性試験のコスト上昇と企業の負担増などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進するため、特定施設の整備に関する指針、特定施設の整備計画の認定に関する事項等について定めるとともに、特定施設の整備を行う事業者を支援するための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「特定施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 1 工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設
- 2 電気通信業等の技術の開放型研究施設
- 3 情報処理の事業の発達のための複合型施設
- 4 電気通信業等の発達等のための複合型施設
- 5 国際経済交流等の促進のための国際見本市場施設及び国際会議場施設
- 6 港湾の利用の高度化のための施設

二、基本指針

主務大臣は、特定施設の整備を促進するため、特定施設の種類ごとに、その基本的方向等を定めた基本指針を定めなければならない。

三、整備計画の認定

特定施設の整備の事業を行おうとする者は、整備計画を作成し、整備計画が基本指針に照らして適切なものであること等の所定の要件に適合する場合には、主務大臣の認定を受けることができる。

四、支援措置

認定を受けた整備計画に従って特定施設の整備の事業を行う事業者に対し、特別償却等の課税の特例措置を講ずるとともに、事業に必要な資金の確保、「産業基盤信用基金」による債務保証等の支援措置を講ずる。

五、特定都市開発地区等の指定等

特定施設の整備の事業を円滑に推進するため、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定並びに当該地区における開発整備の方針の策定等の所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用によ

る特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間事業者の資金的、経営的能力を有効に活用することによつて、経済社会の基盤充実に資する新しい施設の整備を促進しようとするものであります。

すなわち、研究開発施設、国際会議場施設、港湾利用高度化施設等特定施設の整備に関する指針の策定及び整備計画の認定等について定めるとともに、施設整備を行う者に対し、課税の特例、債務保証等の呼び水的な政策支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、民活の定義と民活導入の背景、関係四省庁が個別に準備してきた民活法案の一本化された経緯、プロジェクト実施に伴う地方財政の負担増、プロジェクト運営面における公共性と収益性の関係、地域振興への配慮、候補にあげられている各プロジェクトによる内需拡大効果等について質疑を行うとともに、運輸委員会及び通信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、行政の分野における民間能力の一層の活用を図るとともに、行政事務の簡素合理化を進めるため、通商産業省所管の特殊法人及び認可法人の自立化・活性化のための措置を講ずるとともに、通商産業大臣及び都道府県知事が行っている資格試験に係る試験事務の民間委譲を行うおうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、製品安全協会、高圧ガス保安協会、電源開発株式会社の日本電気計器検定所及び中小企業投資育成株式会社の自立化・活性化を図るため、政府資金に依存することを要しなくなつたものについて出資金を返還し、経理面での

国の監督を緩和するとともに、役員選任の自主性の確保、業務範囲の見直し・拡大等を行う。

二、行政事務に関し民間能力の一層の活用を図るため、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所が行っている検査検定等の事務について、一定の能力を有する民間の指定機関にも、所要の監督規制の下で、これを行わせることができることとする。同時に、公害防止管理者、火薬取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責任者等に係る試験事務についても、民間の指定機関等に行わせることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、特殊法人等の自立化、活性化及び行政事務の簡素合理化を図ろうとするものであります。

すなわち、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所に対する政府の出資金の返還並びにこれらの

法人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の
役員を選任等、業務の運営に対する規制の整理合理化等の
措置を講じようとするものであります。

また、同時に、製品安全協会等が行う検査検定等の業務
及び公害防止管理者等に係る試験事務を指定機関等により
実施できるように措置しようとするものであります。

委員会におきましては、電源開発株式会社の活性化、今
後の電力需給見通し、製品安全協会等の特殊法人の民間法
人化、中小企業投資育成株式会社の活動実績などについて
質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市
川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案（閣法第八五号）

要旨

本法律案は、いわゆる現物まがい取引契約の締結、履行

を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害をこうむるこ
とのないよう規制を行おうとするものであつて、その主な
内容は次のとおりである。

一、目的

預託等取引契約の締結、履行を公正にし、預託者が受
けることのある損害の防止を図ることによつて、預託者
の利益の保護を図ることを目的とする。

二、定義

1 預託等取引契約とは、①政令で指定する商品（特定
商品）を一定期間預かり、利益の提供を約する契約又
は一定期間後の買い取りを条件として、特定商品を預
託する契約及び②政令で指定する施設の利用に関する
権利（施設利用権）について①と同様の契約をいう
（以下、「契約」という。）。

2 預託等取引業者とは、契約に基づき特定商品の預託
を受けること又は施設利用権を管理することを業とす
る者をいう（以下、「業者」という。）。

3 預託者とは、業者と契約を締結した者をいう。

三、書面の交付

業者は、契約の締結前及び締結時に、契約の内容等を

明らかにする書面を交付しなければならない。

四、不当な行為等の禁止

業者又は勧誘者は、契約の締結等に際して、威迫的言動を交えてはならず、又、契約に基づく債務、契約の解除によつて生ずる債務の履行を拒否し、不当に遅延するなどの行為をしてはならない。

五、業務停止命令

主務大臣は、業者が本法の特定の規定に違反するとき、一年以内の期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

六、クーリング・オフ

1 預託者は、契約締結時に交付される書面を受領した日から十四日以内ならば契約を解除することができる。この場合、業者は損害賠償等を請求することができない。

2 預託者は、十四日経過後は、将来に向かつて契約を解除できる。この場合、業者は、特定商品又は施設利用権の価額の一五%を超える額の支払いを預託者に対し、請求できない。

3 以上の規定に反する特約で預託者に不利なものは無

効とする。

七、その他

主務大臣の報告徴収権、立入検査権について定めるほか、本法の特定の規定に違反した場合の罰則を定めている。

なお、本法律案については、衆議院において、契約がクーリング・オフ期間経過後解除された場合における損害賠償又は違約金の請求額について、その割合の上限を百分の十五から百分の十に引き下げる等、三点にわたる修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました特定商品等の預託等取引契約に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、いわゆる「現物まがい取引契約」の締結及びその履行を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害を受けることのないよう所要の規制を行おうとするものであります。

すなわち、預託等取引業者に対する規制として、契約締

結に際しての書面交付、勧誘等における威迫的言動など不当な行為の禁止等の義務を課するとともに、顧客に対しては、契約締結時から十四日以内のクーリング・オフを認めるなどの保護を加えようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院におきまして、契約がクーリング・オフ期間経過後解除された場合に請求される損害賠償又は違約金の額について、その割合の上限を商品等の価額の百分の十五から百分の十に引き下げる等三点にわたる修正が行われております。

委員会におきましては、資産形成取引に係わるトラブルと消費者保護に対する政府の基本的姿勢、消費者への啓発及び情報提供の重要性、物品等を指定するに当たつての機動的対応の必要性等について質疑を行うとともに参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出月日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院委員会付託	衆議院委員会議決	本院議決	備考
87	船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	衆	四一	（予） 四一	可 五二 決	可 五二 決	四一	可 五九 決	可 五二 決	
86	特定外航船舶解撤促進臨時措置法案	衆	四一	五三	可 五二 決	可 五二 決	四一	可 五九 決	可 五二 決	
79	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	三五	三五	可 四八 決	可 四二 決	（予） 三五	可 五六 決	可 五二 決	
48	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	衆	二五	（予） 三七	可 五八 決	可 五九 決	二五	可 四八 決	可 四二 決	
39	特定都市鉄道整備促進特別措置法案	衆	二八	（予） 三七	可 四三 決	可 四三 決	二八	可 三六 決	可 四 決	
21	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	二二	（予） 二二	可 三七 決	可 三六 決	交通安全 対策特委 二二	可 三〇 決	可 三五 決	
20	日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	衆	六、二三	六、五七	可 六、五〇 決	可 六、五二 決	六、四一	可 六、四五 決	可 六、五六 決	衆本会議趣旨説明 六、四一 参本会議趣旨説明 五七

運輸

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 衆へ提	出月日	参議院	衆議院	備考
1	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	小柳勇君 外三名 (六、三二五)	六、三二七		付託 委員 會議 決議 本會議 決議	付託 委員 會議 決議 本會議 決議	

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十年
 一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣
 法第二〇号）

要旨

本案は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営
 する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条に規定す
 る日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営する事業
 の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、国鉄の
 長期債務に係る負担の軽減及び職員の退職の促進を図るた
 めの特別措置を定めようとするものであつて、その主な内
 容は次のとおりである。

- 一、政府は、国鉄が資金運用部から貸し付けを受けた資金に
 係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務
 五兆五九九億円等を昭和六十二年三月三十一日において
 一般会計に承継させることとし、一般会計はその特定債
 務の額に相当する額の長期資金を国鉄に対し無利子で貸
 し付けたものとする。
- 二、政府は、現在一般会計が国鉄に貸し付けている一定の
 無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について特
 約をすることができる。
- 三、国鉄職員の著しく過剰な状態を緊急に解消するため、
 国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、
 認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、

その者に対し俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月分相当額の特別給付金を支給すること。

四、前記三の退職希望職員の認定は、昭和六十一年度末に五十五歳以上となる者、退職を前提とした休職者等については行わないこととするほか、特別給付金については、自己都合による退職者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、国家公務員等の公的部門の職員となつた者には支給しないこと。

五、国は、退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をすること。

委員長報告

ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国鉄の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽

減及び国鉄職員の退職の促進を図ろうとするものであります。その主な内容は、第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について必要な措置を講ずること。第二に、国鉄職員の退職の促進を図るため、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対し、基準内賃金の十カ月分相当額の特別給付金を支給する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党安恒理事より反対、自由民主党・自由国民会議吉村理事より賛成、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る、退職希望職員に対する特別給付金の給付、再就職の確保等に一層配慮することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、立体交差化等による踏切道の改良措置を講ずる期間を昭和五十六年度以降の五カ年間に昭和三十九年度以降の五カ年間に改め、引き続きその改良措置を実施しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改

正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和六十一年度以降五カ年間に於いて踏切道の改良措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定都市鉄道整備促進特別措置法案（閣法第三九号）

要旨

本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対応して、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、特定都市鉄道整備積立金制度の創設その他工事の実施に伴う鉄道事業者及び鉄道利用者の負担を長期にわたり平準化

するための特別の措置を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道事業者は、期間十年以内の複々線化工事等を内容とする特定都市鉄道整備事業計画（以下「整備事業計画」という）を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。

二、整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者（以下「認定事業者」という）は、計画の期間内に旅客運送収入の一定割合の金額を特定都市鉄道整備積立金（以下「積立金」という）として運輸大臣が指定する法人に積み立てるとともに、取り戻した当該積立金は工事費の支出に充てなければならぬものとする。

三、運輸大臣は、認定事業者の整備事業計画の計画期間及び同期間終了後に係る運賃について認可を行うときは、当該積立金が旅客運送収入により確保できるよう、また、その資金が運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和されるよう配慮するものとする。

四、二の積立金の額に相当する金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てた場合は、税制上の特別の措置を講ずるものとする。

五、その他整備事業計画の認定の取り消し、施行日等に関し所要の規定を設けるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特定都市鉄道整備促進特別措置法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対応して、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、特定都市鉄道整備積立金制度を創設すること等により工事の実施に伴う鉄道事業者及び利用者の負担を平準化するための特別の措置を講じようとするもので、その主なる内容は、第一に、鉄道事業者は、期間十年以内の複々線化工事等を内容とする整備事業計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができること。第二に、計画の認定を受けた鉄道事業者は、計画期間内において、旅客運送収入の一定割合の金額を非課税として指定法人に積み立てるとともに、取り戻した当該積立金は工事費の支出に充てなければならないこと。第三に、運輸大臣は、工事の実施に伴う鉄道事業者の運賃について認可を行うときは、当該積立金が旅客運送収入に

より確保されるよう、また、計画期間終了後にその資金が運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和されるようにそれぞれ配慮すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、次いで採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党派共同提案に係るいわゆる上乗せ運賃についての認可・実施に際しては、利用の実態等に十分配慮し、鉄道利用者の負担が適正なものとなるよう定めることなど四項目を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引

き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとするものであります。委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更があつたこと及び同議定書の一部が改正されたことに伴い、同議定書を実施するため昭和五十八年に制定され、段階的に施行することとされている海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律について、その一部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施行するため第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこととする。

二、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととする。

三、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の通報に関する改正規定の施行

期日を変更することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更及び同議定書の一部改正に伴い、同議定書を実施するため昭和五十八年に制定され、段階的に施行することとされている海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律について、その一部を改正しようとするもので、その主な内容は、第一に、第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施行するため第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこととする。第二に、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととする。第三に、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の

通報に関する改正規定の施行期日を変更することとする
とであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願
います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案
は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（閣法第八六号）

要旨

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に
かんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化し
ている特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に
講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおり
である。

一、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための解
撤促進基本指針を定めなければならないものとする
もに、特定海運事業者は、解撤促進基本指針に定めると

ころに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなけ
ればならないものとする。

二、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、
運輸大臣の認定を受けることができるものとする。

三、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特
定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借りに係る
債務の保証業務を行うものとする。

四、特定海運事業者及び国は、解撤が行われる特定外航船
舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力する
ものとする。

五、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を行っていない特定
海運事業者に対し、解撤を行うべき旨の勧告をすること
ができるものとする。

六、本法律は、三年間の限時法とするものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特定外航船舶解撤促進臨時措
置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に

かんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化している特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講じようとするもので、その主な内容は、第一に、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針を定めなければならないものとするとともに、特定海運事業者は、基本指針に定めるところに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならないものとする。第二に、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。第三に、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借り入れに係る債務の保証業務を行うものとする。第四に、特定海運事業者及び外国は、解撤が行われる特定外航船舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力するものとする。等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上、御報告申し上げます。

○逓信委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託	委員会	議決	本院	付託	委員会	議決	本院	備考
65	有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	三、五	(予) 三、五	可	五、三 決	可 五、四 決	三、八	可	四、三 決	可 四、五 決	
51	郵便法等の一部を改正する法律案	参	二、六	二、六	可	三、五 決	可 三、六 決	(予) 二、六	可	四、六 決	可 四、七 決	
49	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	二、五	(予) 二、五	可	四、三 決	可 四、三 決	二、五	可	四、九 決	可 四、二 決	
36	電波法の一部を改正する法律案	〃	二、八	(予) 二、八	可	四、五 決	可 四、八 決	二、八	可	四、三 決	可 四、八 決	
35	郵便年金法の一部を改正する法律案	〃	二、八	(予) 二、八	可	四、八 決	可 四、二 決	二、八	可	三、六 決	可 三、八 決	
34	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	六、二八	六、二八 (予)	可	六、四、八 決	可 六、四、二 決	六、二八	可	六、三、六 決	可 六、三、八 決	

一千万円とされているが、一定条件を満たす保険契約に係る保険金額については、加入保険金額に算入しないこととすることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るほか、被保険者の年齢に応じて加入限度額を設定することとし、これらの具体的な限度額の管理方法等については政令で定めることとする。

二、簡易生命保険契約の変更

保険金額を増額するための契約変更をすることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実及び加入者の利便の向上に資するため、保険金額の加入限度額の管理方法を改めることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るとともに、保険金額を増額するため、保険契約の変更をすることができるとする等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金の保障機能の充実を図るため、保証期間付年金契約について、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払いができることとする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、両法律改正によるメリット、簡保・年金資金連用のあり方、新限度額管理方式の内容、営業活動の強化と職員の労働条件等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、両法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、片山甚市理事より、新種商品の開発及び資金運用制度の改善等二項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の保障機能の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は、現在、保証期間付年金契約については、年金受取人が死亡した場合は、年金継続受取人に保証期間中年金を支払うこととされているが、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払いができるものとしようとするものである。

委員長報告

一六二ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、郵政大臣の行う無線設備の型式検定の機器の範囲について所要の

措置を講じようとするものであり、また、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、外国人等に免許を付与することができる無線局の範囲の拡大を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶に施設する救命艇用無線電信、生存艇用非常位置指示無線標識及び双方向無線電話について、郵政大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならないこととする。

二、外国人等が開設する無線局について、相互主義を前提として、新たに陸上移動中継局、無線呼出局等の陸上に開設する無線局についても免許を付与することができるようその範囲を拡大する。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、郵政大臣の行う無線設備の型式検定の範囲について所要の

整備を行うとともに、社会経済活動の国際化の進展にかんがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも免許を与えることができる無線局の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、通信機器をめぐる日米摩擦、民間放送の多局化構想、アマチュア無線局の免許制度のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任については、郵政大臣の任命を認可に改めることとする。

二、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員二〇人以内で組織する評議員会を置くこととする。

三、郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委任を行う等所要の規定の整備を行うこととする。

四、施行期日

本法律は、公布の日から施行する。ただし、郵便貯金振興会の役員を選任、評議員会の設置等に関する規定は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化を図るため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金事業の効率化の一環として郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項

の省令委任を行うこと等関係規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、郵貯資金の自主運用の必要性、少額貯蓄利子非課税制度の堅持、公定歩合の引き下げに伴う預金者保護、郵便貯金会館の拡充方策、オンラインサービスの充実強化、OA化に伴う健康管理対策等について質疑が行われました。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、片山理事より、金融自由化に対応するため、市場金利による資金運用制度の創設に努めること等五項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便法等の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を加えること及び郵便切手類売りさばき所において郵便の利用上必要な物品を販売することができるとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便法の一部改正

(一) 小包郵便物に対する損害賠償の実施

現行法では、書留としない小包郵便物についての損害賠償制度はないが、これを、省令で定める限度額内で実損額を賠償することとする。

(二) 料金受取人払い制度の改善

小包郵便物及び特殊取扱とする郵便物についても料金受取人払いの取り扱いができることとする等制度を

拡大する。

二、簡易郵便局法の一部改正

簡易郵便局への委託事務の範囲に、厚生年金保険の給付の支払い事務及び交通反則金等の受入事務を加える。

三、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正

題名を「郵便切手類販売所等に関する法律」に改めるとともに、販売所において、郵便の利用上必要な物品を販売できることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法等の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を加えること及び郵便切手類売さばき所において郵便の利

用上必要な物品を販売することができることとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便事業の需要喚起等増収施策、小包郵便物の損害賠償制度、簡易郵便局及び郵便切手類売さばき所の業務の現状と改正による影響、郵便局舎改善のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件は、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入、事業支出とも三千四百十四億五千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十九年度及び昭和六十年からの繰越金百八十三億二千万円のうち、九十九億二千万円を資本収入に繰り入れ、残余の八十

四億円は翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰り延べることといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化の推進、視聴者意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送に対する信頼性の確保、財政基盤の確立対策、衛星放送の活用方策、国際放送の拡充強化などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党の堅持、視聴者の負担増の抑制等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関して郵政大臣の裁定の制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者間における再送信の同意に関し、協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせん制度に代えて、郵政大臣の裁定の制度を設けることとする。
- 二、郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせん
の制度に代えて、裁定の制度を設けるとするとともに、
郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないこととするものであります。

委員会におきましては、裁定制度の行使のあり方、放送メディアにおける有線テレビジョン放送の位置付け等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、片山甚市理事より、長期的展望に基づく放送政策の早期策定等の三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)

委員長報告

一六六ページ参照

○建設委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
2	昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二四	六、二四 (予) 可 決	六、二五 可 決	
13	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	三、四	三、六 (予) 可 決	三、六 可 決	交通安全 対策特委
24	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案	〃	三、四	四、六 可 決	四、五 可 決	衆本会議 趣旨説明 六、二五
37	都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	二、八	二、八 可 決	三、六 可 決	
38	国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	〃	二、八	二、八 可 決	三、四 可 決	
43	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案	衆	二、三	二、三 (予) 可 決	四、一 可 決	
44	下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	二、三	二、三 (予) 可 決	四、一 可 決	
45	東北開発株式会社法を廃止する法律案	〃	二、三	二、三 (予) 可 決	四、一 可 決	

建設

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによつて生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十年年度の道路整備費の財源に充てようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによつて生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十年年度の道路整備費の財源に充てようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、続いて、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降の五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を推進しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国家公安委員会及び建設大臣等は、昭和六十一年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。

二、道路管理者が指定区間外の一般国道、都道府県道及び

市町村道について、交通安全施設等整備事業として実施する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに負担又は補助の対象とすること。

委員長報告

一七四ページ参照

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

一、東京湾横断道路の建設及び管理

日本道路公団（以下、「公団」という。）は、東京湾横断道路について、道路整備特別措置法の許可を受けた後、東京湾横断道路の建設及び管理を主たる目的とする株式会社（以下、「会社」という。）と建設協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。

二、建設協定の内容

（一） 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち基本調査及び設計、用地の取得等以外のもの（以下、「建設工事」という。）を行うこと。
（二） 公団は、建設工事に要する費用を、供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。

（三） 会社は、供用開始後、維持、修繕等の管理を別に公団と締結する協定に従い行うこと。

三、国の助成等

（一） 政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子貸付を行うことができること。

（二） 公団及び地方公共団体は、会社に出資することができること。

（三） 会社は、商法による制限を超えて社債を募集することができるとともに、割引の方法により社債を発行できること。

（四） 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において会社の債務を保証することができること。

四、監督

資金計画及び事業計画の届出、社債の募集、長期借入

金の借り入れの認可、財務に関する監督命令等会社及び公団の監督について所要の規定を設けること。

委員長報告

ただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の能力及び資金を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするものでありますが、その主な内容は、第一に、日本道路公団は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と東京湾横断道路の建設、管理について、建設工事は会社が行い、公団がその費用を長期間に分割して会社に支払うこと等を中心とする協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。第二に、政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子の貸し付け、債務の保証等を行うことができるとともに、割引債の発行等を実施すること等であります。

委員会におきましては、現地調査、参考人の意見聴取、

大蔵委員会、運輸委員会との連合審査を行う等慎重な審査が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の浜本委員より反対、自由民主党・自由国民会議の上藤理事より賛成、日本共産党の上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に促進するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園

等整備五カ年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に推進するため、現行の計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、増田理事より、各派共同提案に係る、五カ年計画の完全達成を期し、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること等五項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の発生状況等にかんがみ、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降の五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を推進しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和六十一年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。第二に、道路管理者が、交通安全施設等整備事業として実施する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに補助の対象とすること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国は、財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。

二、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、寄附金付郵便葉書等（記念切手）を発行することができるものとする。

三、住宅・都市整備公団は、博覧会に公式に参加する外国政府等の博覧会に係る事業に従事する外国人の住宅等を博覧会協会に対し賃貸することができるものとする。

四、国家公務員、地方公務員等が博覧会協会に転出した場合における共済組合の組合員の資格等について必要な特例を設けるとともに、博覧会協会の役員及び職員の、刑

法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなすものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十五年に大阪府下において開催されることとなつております国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等について特別措置を講じようとするものでありますが、その主な内容は、第一に、国は、博覧会協会に対し、経費の一部を補助することができること。第二に、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、寄附金付郵便はがき等を発行することができること。第三に、住宅・都市整備公団は、博覧会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に賃貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した国家公務員等に係る共済組合員資格等について特例を設け

ること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、下水汚泥等の処理を日本下水道事業団の業務に追加し、下水汚泥の処理の推進を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事業団の業務の範囲に、二以上の地方公共団体の要請をまつて終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うことを加えること。

二、事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券を発行することができること。

三、事業団の長期借入金に係る債務保証の範囲を拡大する

とともに下水道債券についても政府が債務保証をすることができること。

四、事業団は、毎事業年度、下水道債券の償還計画をたてて建設大臣の認可を受けなければならないこと。

五、政府は、事業団に対し、一の業務に要する費用の一部を補助することができること。

委員長報告

一七七ページ参照

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとするものであります。

次に、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は、下水汚泥等の処理を推進するため、広域的な下水汚泥等の処理事業を日本下水道事業団の業務に加えるとともに、下水道債券の発行、政府の債務保証、国庫補助等について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、下水道整備の現状と第五次計画の実績、下水道整備の長期目標と新五カ年計画の関係、事業団の行う汚泥処理業務と地方自治体の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、順次採決の結果、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、

また、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は多数をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案について、いずれも青木理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

東北開発株式会社法を廃止する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東北開発株式会社法は、廃止すること。
- 二、本法律施行前に東北開発株式会社が発行した東北開発債券については、東北開発株式会社法の規定が、なおその効力を有すること。

委員長報告

ただいま議題となりました東北開発株式会社法を廃止する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するため、東北開発株式会社法を廃止する等所要の措置を講ずるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、各派共同提案に係る、新会社の経営の自立と安定を図り、東北地方の発展に積極的に寄与するよう指導すること等五項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、施設立地の多様化

良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できるものとするとともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができるものとする。

二、住区の規模要件の緩和

住区をおおむね六千人から一万人まで（現行約一万人）が居住することができるとし、住区の規模要件を緩和するものとする。

三、建築義務期間の延長

宅地の譲受人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業務施設を新たに事業地内に立地できることとするとともに、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができることとすること。第二に、住区の規模要件を緩和し、住区をおおむね六千人から一万人までが居住することができ、地区とすること。第三に、宅地の譲受人の建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長すること等であります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、

本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、各派共同提案に係る三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

予算（五件）

番号	件名	提出 月日	参議院		衆議院		備考
			付託 委員会 議決	議決 本院 議決	付託 委員会 議決	議決 本院 議決	
1	昭和六十年 度一般会計補正 予算（第1号）	六、二四	六、二四 （予） 可	六、二五 可 決	六、二五 可 決	六、二三 可 決	
2	昭和六十年 度特別会計補正 予算（特第1号）	二四	二四 （予） 可	二五 可 決	二五 可 決	二三 可 決	
3	昭和六十一年 度一般会計予算	二四	二四 （予） 可	四 可 決	四 可 決	三八 可 決	
4	昭和六十一年 度特別会計予算	二四	二四 （予） 可	四 可 決	四 可 決	三八 可 決	
5	昭和六十一年 度政府関係機関 予算	二四	二四 （予） 可	四 可 決	四 可 決	三八 可 決	

昭和六十年
度一般会計補正
予算（第1号）
（閣予第一号）

昭和六十
年度特別
会計補正
予算（特
第1号）
（閣予第
二号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年
度一般会計補正予算（第1号）、同特別
会計（特第1号）の委員会における

審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、災害復旧費、給与改善費及び義務的経費の追加等、当初予算作成後に生じた事由に基づき、緊要となつた事項等について措置を講じ、他方、既定経費の節減、予備費の減額及び公債の増発等により財源の確保を図ることとしております。

一般会計の歳出追加額は一兆五百四十五億円、他方、修正減額が三千三百十三億円行われておりますので、歳出の純追加額は七千二百三十二億円となります。

歳入については、最近までの収入実績を勘案し、租税収入で四千五十億円の減収を見込み、他方、公債収入七千五百八十億円、前年度剰余金受け入れ二千五百四十四億円等を見込んで、歳入の増加額は歳出の純増加額と同額といたしております。

この結果、補正後の一般会計予算総額は、当初予算の歳入歳出にそれぞれ純増加額を加えた五十三兆二千二百二十九億円となります。

また、特別会計予算の補正は、一般会計予算の補正に関連して、厚生保険特別会計等十三の特別会計の補正が行われております。

補正予算二案は一月二十四日国会に提出され、一月三十一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、二月十四、十五の両日、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、補正予算に関し、「近年、予備費の大幅な取り崩しと多額な不用額等が補正財源として恒常化している。当初予算の編成に問題はないか。五十九年度決算純剰余金全額を一般財源に充てるのは、公債償還に充当するとの財政法及び従来の政府公約に違反する。退職者医療制度の実施により生じた市町村国保の赤字は、政府の加入者見込みの間違いによるもので、全額補てんは当然ではないか」との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣より、「厳しい環境の中で当初予算は編成しており、補正目当ての甘い査定はしていない。六十年度の予備費の使用実績は前年を上回り、取り崩し額は減っており、補正段階での追加需要を考え取り崩し額を決定したものである。当初予算の査定では厳しい歳出削減の努力をしたが、不用額は予算執行の過程で、員数、単価等に狂いが生じたもので

あり、節約は新たな財政需要に対処するため、一律の節約等を含め、ぎりぎりの努力によつてつくり出したものである。剰余金については、公債償還に積み立てる基本方針は堅持しており、財源的に許せば国際整理基金に繰り入れたい。しかし、補正予算では追加需要が多額に上る一方、税収が減つて特例公債の追加発行を余儀なくされたので、その追加を小幅にとどめるために臨時異例の措置として、すべての純剰余金を一般財源に充当することとし、特例法案を提出している。厚生省の調査によれば、国保への影響額は二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としては国保の運営に支障がないよう千三百六十七億円を補正予算に計上したものである」旨の答弁がありました。

為替レートの動向に関連し、「円は百七十円台に近づいており、内外情勢を考慮し、一月に続き公定歩合をさらに引き下げるべきではないか。行き過ぎた円高を是正するのに逆介入すべきではないか。ドル急落の可能性はあるか」との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本銀行総裁より、「一月の公定歩合引き下げは当面の総合判断の上で決めたもので、現在その効果を見守つており、追加引き下げは考えていない。現在の円高は市場の自律的動

きによるものでドル買い介入は考えていない。ドルの急落は各国とも回避することで一致しており、その懸念はない」旨の答弁がありました。

なお、質疑は国鉄再建、分割・民営問題を初め、広範多岐にわたりに行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して久保田委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して水谷委員が賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員が反対、日本共産党を代表して佐藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十年補正予算二案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度一般会計予算（閣予第三号）

昭和六十一年度特別会計予算（閣予第四号）

昭和六十一年度政府関係機関予算（閣予第五号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和六十一年度予算は、財政改革を一層推進するため、歳出の徹底した節減合理化と歳入面の見直しにより、公債発行を可能な限り縮減する方針に従って編成されておりますが、その内容は既に竹下大蔵大臣より財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

予算三案は、一月二十四日国会に提出され、一月三十一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで審査が行われてまいりましたが、その間、従来の地方公聴会にかえ、二月二十五、二十六の両日、内外経済問題、中期展望に立つた財政、税制改革問題について前駐日英国大使ヒュー・コータツツイ君外五名の参考人から意見聴取を

行いました。三月二十日公聴会を開き、四月一日対外経済援助・円高問題の集中審議を、四月二、三の両日委嘱審査を行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。以下、質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高も一段と進み、デフレ圧力が加わつて政府見通しの実質経済成長率四％の達成は困難ではないか。経済摩擦を克服し内需主導型経済に移行させるには、公共投資の追加や減税等財政政策の転換を図るべきで、今後の情勢に応じ弾力的な政策運用が必要と思うがどうか。民活導入による内需拡大に当たつて、東京湾横断道路のような大型プロジェクトだけでなく、山間僻地のスモールプロジェクトも含めれば地方経済の活性化に役立つのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び関係各大臣より、「円高は当初、経済にデフレをもたらすが、物価の安定から実質所得が増大し、年度後半には内需拡大が期待できるので、必ずしも成長を低下させるとは限らない。景気は、非製造業の設備投資意欲が強く、住宅投資や消費も底がたい状況

であり、さらに最近の二度にわたる公定歩合引き下げに加え、六十一年度予算成立後直ちに総合経済対策を打ち出すこととしており、実質四%の成長は達成可能である。内需振興のため、政府は公共投資を六十年補正で六千億円措置し、本予算でも事業量を前年度比四・三%増加させたほか、住宅減税の拡充等を行っているが、今後も財政金融等適時適切な対応をするつもりである。民活事業は中央に偏りがちだが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備等の民活掘り起こしを行い、法案として提出しているが、さらに生活関連プロジェクトも拾い上げて民需の拡大に役立てるつもりである」旨の答弁がありました。

なお、昨年九月以来急激な上昇を続けている円高に関連し、「貿易摩擦解消のため政策誘導したはずの円高が行き過ぎていないか。円高で苦しむ輸出関連や下請の中小企業をどのように救済するか。膨大な為替差益を早急に国民に還元すべきではないか」等の質疑があり、これに対し、中曽根総理大臣及び澄田日本銀行総裁等より、「円高ドル安への急激な変動は、米国の債務国への転落と膨大な財政赤字が根本原因である。望ましい円レートの水準は言えないが、实体经济を反映するように関心を払っており、行き過

ぎや急激な円高及びレートの乱高下には日本銀行が適切に対処していく方針である。中小企業に対しては、政府は特定中小企業者転換法により信用保証の別枠措置や税金の還付等を行っているが、今後、事業転換融資等の助成も行っていく。また、下請いじめが起きないように通達を出す一方、下請等中小企業対策推進本部を設置し、相談に応じ、下請へのしわ寄せがあれば法律により適正に措置する。円高差益は市場メカニズムを通じ国民に還元されるよう、やみ再販等の防止に努め、政府が価格に関与し得る電力、ガスについては、円高に加え、原油値下がりの利益分を見きわめ、五月を目途に国民経済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。

財政・税制に関する質疑として、「中曽根内閣発足以降の実績から見て、不可能と思われる六十五年度財政再建に固執することは財政、経済にゆがみを残すので弾力的な政策運営に転換すべきではないか。六十五年度財政再建の公約を堅持するとすれば、赤字公債脱却の手順と方策を定量的に示してもらいたい。六十一年度予算に公務員給与改善費が計上されていないが、予想される年間経費を当初予算に盛り込むとの予算編成の原則に反し、既に補正を想定する欠陥予算ではない

か。また、円高や原油値下がりにより名目G N P成長率が低下し、歳入欠陥になるおそれはないか。税金の不公平感を是正するため、サラリーマンの給与所得控除制度を実額控除に改める考えはないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び竹下大蔵大臣より、「六十五年度赤字公債脱却は容易ではないが、赤字依存体質を続けると財政体系にゆがみを生じ、一たび柔軟な対応を許せば歳出圧力等で今までの努力が水泡に帰することになる。政府は、六十五年度までに赤字公債を脱却し、その後対G N P比国債残高を減らすとの二段階の目標を掲げて財政改革を進めることが適切な政策選択であると考えている。六十五年度赤字公債を脱却する具体的な手順とそのため定の量化した計画は、これまで政府が国会に提出してきた「財政展望」の税収の見直し作業を初め、増税額や歳出削減額を具体的に算定することとなつて策定は困難である。したがつて、「財政の中期展望」等をもとに、要調整額や制度改革、N T T株の売却等の施策を考慮しつつ、国民の合意を見定めながら、可能な限り定量に近づける努力をしていくことにしたい。給与改善費はそのときどきの財政状況に応じて適切に措置しており、今回一％を計上しなかつ

たことで人事院勧告を尊重しないと欠陥予算とかの批判は当たらない。政府としては今年度の人事院勧告を予測できないが、そのときの財政事情で十分に対応するつもりであり、またできる範囲内のものと考えている。経済の名目成長率が一％変動した場合、機械的計算では税収が四千億円変動する。しかし、六十一年度税収は名目成長率から単純に算定しているわけではなく、予算編成時点で知り得る課税実績や政府経済見通しの諸指標を基礎に個別税目ごとの積み上げであり、これに大きな狂いが生ずることはない。サラリーマンが税制に不満や不公平感を持っていることは承知している。給与所得控除の性格、仕組みがわかりにくい上に、事業所得等が申告納税になつているのに、給与所得は大半、年末調整で処理されることが不満を残す一因である。税制調査会では、給与所得控除について新たに実額控除を導入し、現行の概算控除との選択制をとる際の問題点を総合的に議論しており、適切な答申が出ることを期待している」旨の答弁がありました。

国鉄問題に関する質疑として、「政府が進めている分割・民営の国鉄改革に国民は不安を感じているが、政府の基本的考え方を聞きたい。分割後、地域によつては、收支均

衡が図れず、大幅な運賃値上げと地方交通線の切り捨てが起ころのではないか。余剰人員問題の処理は三年間ぐらいかけてなだらかに行うべきではないか。また、国の機関が率先して大量に雇用すべきではないか。長期債務の処理方針を「ただしたい」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに三塚運輸大臣等より、「過去十数年間に五回以上の国鉄改革を試みたが、厳しい交通機関の変化に公社制度がより弾力的に対応できず失敗した。今回、経営の責任体制を改め、労使関係の正常化を図り、さらに企業規模を適正範囲にとどめる六分割に踏み切ったが、これ以外の改革の方策はないと確信している。分割後の北海道、四国、九州三島の経営も、民鉄並みの軽量経営と地域鉄道としてのサービス向上及び経営安定基金からの受け入れで独立採算が可能である。運賃値上げは毎年度五％程度で、これは物件費や賃金の上昇等運営コストを賄うために必要な範囲内である。地方交通線は地域住民の足として、ニーズに合った運行、運営によつて維持発展させていけるものと考えている。余剰人員の雇用対策は、新経営体へ後ろ向きの負担を持ち込まないよう、昨年十二月に雇用対策の基本方針を閣議決定し、清算事業団の仕事

としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門の採用は三万人を目標に、国は本年秋までに具体的分野の採用目標数を煮詰める予定である。なお、六十一年度は各省庁とも目標を上回る採用を決定している。長期債務処理は、従来の元利償還を新経営体の負担としないことを基本に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価益等で埋め合わせ、残った十六兆七千億円は国民が負担することにした。最終的には用地処分等が終わる三年後以降に国の責任で処理する一旨の答弁がありました。

社会保障に関する質疑として、「福祉予算をシーリングで削減し続けると社会保障制度の崩壊につながるが、これを避けるための社会保障特別会計構想や年金目的税の創設について政府の考えを聞きたい。国立病院・療養所の統廃合は、国が受け持つべき経営困難な地域医療からの撤退であり、昨年の医療法改正の趣旨にも反するのではないか。老人医療の有料化に続いて、六十一年度、老人に対する医療費負担の強化を行うのは弱者へのしわ寄せで認められない」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び今井厚生大臣等より、「社会保障費が高齢化や年金の成熟化により自然増が避け

られないので、一般会計と分離して負担と給付の関係を明確にするとの構想は示唆に富み、極めて有効な考え方である。しかし、特別会計の対象範囲、財源等国の財政全体にも関連する問題なのでよく検討してみたい。年金目的税は、既に抛出した人とそうでない人との公平性や、新規巨額な税負担に対する国民の理解、さらに目的税特有の財政上の硬直化等なお検討すべき課題が多く、社会保障特別会計との関連を含め、幅広く検討したい。国立病院・療養所の再編成は、人口の高齢化、疾病構造の変化、医学の急速な進歩等により、高齢化、多様化した医療内容に国立の医療機関が指導的役割を果たせるよう質的強化を図ろうとするものである。地域の一般医療は極力他の経営主体にゆだねる。一方、国立の医療機関はより広域を対象に高度の専門医療、臨床研究、教育研修に重点を移していきたいと考えている。高齢化社会を迎えて老人医療費の増加は避けられないが、二十一世紀でも安心して老後を託せる老人保健制度を確立するには、世代間の公平、医療保険制度間の均等負担、さらに老人自身の負担と給付のバランス等の施策の組み合わせが必要である。今回は老人の所得水準等を勘案し無理のない負担をお願いしており、全体として真にやむを得ない

措置である」旨の答弁がありました。

防衛問題に関する質疑として、「SDI研究への参加は、核廃絶の国際世論に逆行し、宇宙の平和利用をうたった国会決議にも反するので、やめるべきではないか。中期防衛力整備計画で導入するOTHレーダーの設置は、米国が軍事機密を理由に解析ソフトの提供を認めない危惧があり、収集した情報を米国に提供するだけのものとなって、集団自衛権的行動に該当するのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣、安倍外務大臣及び加藤防衛庁長官より、「SDIは、核兵器による大量破壊と相互死滅の戦略構想が実行されないよう、核兵器を地上より追放する戦略構想であり、我が国は米国の研究に理解を示している。我が国の研究参加については、米国に派遣した第三次官民調査団の報告を待つて慎重に検討し、方針を決定するつもりである。その際、政府が国会決議を尊重することとは当然である。OTHレーダーは、専守防衛の立場から有益と考え、導入を検討しているもので、我が国独自で運用できる設備であり、日本の防衛のために情報収集するのが目的で、他国との情報交換は国益に基づき自主的に行い、

これらは集団自衛権には該当するものではない」旨の答弁がありました。

フィリピンの政変に伴い、マルコス前大統領の不正蓄財問題が論議され、「日本の企業が蓄財に関与した疑いがあり、真相究明のため企業名等を公表すべきではないか。また、これまでの我が国の経済援助のあり方は、国民の血税で賄われていることの認識に欠ける点があつたのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣、安倍外務大臣等より、「日本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行つてきたが、フィリピン問題の情報が事実とすれば甚だ遺憾であり、真相究明に努力するとともに、援助のあり方も改めるべき点は改めることにしたい。いわゆるマルコス文書の受注企業名の記述については、それなりの重みを持つものと受けとめているが、当事者であるフィリピン政府と関係企業の基本利害、日比関係全般に係る問題等、公表文書を含め、政府は慎重の上にも慎重に検討している段階であり、現時点では契約当事者でない政府が企業名を確認できる立場にない。しかし、交換公文の取り決めは外務省の責任で行つており、可能な限り国会の真相究明に協力したい。経

済援助について、我が国は慎重な事前審査、調査を行い、また評価調査をも実施するなど、きちょうめんに処理しており、援助が不当に使用されることはないと思う。しかし、今回疑惑が報ぜられたことは残念で、これを契機にこれまでの援助のあり方全体を見直すことにし、さらに第三者を含めた評価体制を拡充強化していきたい」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

なお、審査の過程で、予算の空白を回避するため政府は暫定予算を提出すべきであるとの提起があり、理事会において検討を重ね、さらに政府を代表し後藤田内閣官房長官より、「本年度においては諸般の事情を勘案し暫定予算の提出は行わず、来年度以降は参議院の予算審議が円滑に進められるよう一層の努力を払うとともに、予算の年度内成立が期待し得なくなつた場合、諸般の情勢を勘案し、財政法第三十条の規定により対処するよう努力する」旨の回答を受けて、理事会としては、来年度以降は国民生活に影響を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定に基づいて対処すべきであり、これを当委員会の決議とすることに意

見が一致し、委員会の承認をいただきました。

本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤三吾君が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して遠藤政夫君が賛成、公明党・国民会議を代表して大川清幸君が反対、日本共産党を代表して佐藤昭夫君が反対、民社党・国民連合を代表して抜山映子君が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十一年度予算三案はいずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めの件（一二件）

（衆）は提出時の先議院

件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考
			付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	（衆）	五月二六日 （第一百一回国会）	六、四三三	承 六、五三三	承 六、五三四	六〇、三三四	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	六〇、三三四	（予） 六〇、三三四	承 五、三三	承 五、三四	一三、三四	
継続審査				承 四、三三	承 四、三四		
				承 四、三三	承 四、三三		

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	六〇、二二五 (第百二回国会)	六〇、二二四	六〇、五二六 議決	六〇、五二三 議決	六〇、二二四 議決	百二回国会 継 百三回国会 未了
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二回国会)	一、二四	五、二六 議決	五、二三 議決	一、二四 議決	百三回国会 了
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	一、二三四	六、五二三			五、二三 議決	大蔵大臣報告 六、五二三
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二二六	一、二八			二、二六 議決	
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二、二六	二、二六			二、二六 議決	

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その2)(第百二回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	六〇、二二五 (第百二回国会)	六〇、二二四	六〇、五二六 議決	六〇、五二三 議決	六〇、二二四 継続審査	百二回国会 継続 了
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二回国会)	一、二四	五、二六 議決	五、二三 議決	一、二四 継続審査	百三回国会 了
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	一、二四	六、五二三			五、二三 継続審査	大蔵大臣報告 六、五二三
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二二六	一、二八			一、二六 継続審査	
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二六	一、二六			一、二六 継続審査	

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百二回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

使用調書（その2）（第百二回国会提出）

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二回国
会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計予備
費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外五件
につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果に
ついて御報告申し上げます。

これら六件は、財政法の規定に基づき国会の事後承諾を
求めるため提出されたものでありまして、その内容は、昭
和五十八年度中において、使用または増額の決定がなされ
た一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な
費目は、災害復旧、総理大臣の外国訪問、衆議院議員総選
挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係に必要な経費、並び
に退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金、
国民健康保険事業に対する国庫負担金等の不足を補うため
に必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら六件を一括して昭和五十

八年度決算外二件と共に審査いたしました。質疑の内容
につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。
質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共
産党を代表して橋本委員より、昭和五十八年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同
（その2）並びに昭和五十八年度特別会計予算総則第十一
条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
（その2）以上三件については賛成、他の三件には反対す
るとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきまし
て、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第
であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別
会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払
計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書（第百二回国
会提出）

昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二回
国会提出）

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二回国
会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度決算外二件につ
きまして、決算委員会における審査の経過及び結果につ
いて御報告申し上げます。

昭和五十八年度決算は、昭和五十九年十二月二十一日国
会に提出され、同六十年五月三十一日当委員会に付託とな
り、また国有財産関係二件につきましては、同六十年一月
二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。
当委員会では、昭和五十八年度決算外二件の審査に当た
りましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ
効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政
府の施策全般について広く国民的視野から、実績批判を行
い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させる
べきであるとの観点に立つて審査を行ってきたのでありま
す。

審査のため委員会を開くこと十七回、別に述べるような
内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、決算審査の充実、

会計検査院法改正、財政再建、行政改革、外交・防衛、教
育に関する問題を初め、平和相互銀行問題、豊田商事事件
及び冠婚葬祭互助会の解約をめぐる問題など行財政全般に
ついて熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議
録によって御承知願います。

昭和六十一年五月十六日、質疑を終了し、討論に入りま
した。

議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対す
る六項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して梶原理事、公明党・国
民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して橋本委
員、民社党・国民連合を代表して関委員、またサラリーマ
ン新党を代表して木本委員から、それぞれ、本件決算は是
認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意
見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江
理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警
告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数を
もって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する
警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議

決された次第であります。

昭和五十八年度決算にかかわる内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 最近、日本道路公団横浜管理事務所及び海洋科学技術センターにおいて、収賄事件あるいは背任事件が発生し、また、公務員等が、いわゆる国鉄ゲリラ事件に見られるような破壊行為に参加して逮捕されるなど、公務に携わる者として、厳しく非難されなければならない行為が発生していることは極めて遺憾である。

政府は、公務員等に対する国民の信頼を損なうこのような事件の再発を防止するため、厳正な綱紀の肅正を図るとともに、関係機関に対しても指導を強化すべきである。

(2) わが国の政府開発援助は、年々増加し、その額は膨大なものとなつていくが、援助の目的が十分に達せられていないとの指摘が決算審査の過程において行われたことは遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることにかんがみ、同援助が相手国国民の生活向上と民生安定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助

の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである。

(3) 一部の精神病院において、同意入院患者の保護義務者の選定に必要な手続を踏んでいないまま入院させていた事例、あるいは病院内における調査請求制度の周知方が十分になされていないため、患者が同制度を活用し難い事例などがあつたことは、精神病院における入院患者の人権擁護の見地から遺憾である。

政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛生法を整備し、精神病院に対しては、各都道府県を通じ、入院患者に調査請求制度を周知徹底するなど一層指導監督に努め、もつて精神障害者の人権の確保を図るべきである。

(4) 農林水産省の国営かんがい排水事業の中には、設定された工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過しているにもかかわらず、未だ完了に至らないため、これに要した国の財政資金及び事業の完了後受益農家が負担する総償還額が増嵩している事業も見受けられる。

政府は、同事業が相当の年月を要するものとはいえ、所期の工期を大幅に超過することは、その間に農業を取り巻く社会経済情勢に著しい変化を生じること、受益者

が高齢化すること等にかんがみ、また投下された巨額な財政資金の効果の速やかな発現を図る観点から、継続中の事業を一層促進し、その早期完了に努め、受益農家に事業の遅延による過大な負担を及ぼさないよう格段の努力をすべきである。

(5) 中小企業事業団が行っている燃糸機械の設備共同廃棄事業に係る資金貸し付けを受けている日本燃糸工業組合連合会の不正経理に端を発し、同連合会の監督官庁である通商産業省の職員が収賄容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀粛正策を一層推進し、行政に対する国民の不信を招くことのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業については見直しを含め、指導の適正化を図るべきである。

(6) 建設省が、通商産業省総合庁舎建設に伴う空気調和設備工事の施行に当たり、自動制御設備の機器材料費を重複して積算したため、契約額が過大になり国損を招く事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような単純な積算誤りを防止するため、積算体制の全面的見直しのほか、職員の教育、訓練の充

実等を図り、官庁営繕工事の予算執行に厳正を期すべきである。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもつて異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

規則案（二件）

参議院規則の一部を改正する規則案	件名	提出者	提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
		遠藤 七 要 君 外	六、五、三			六、五、三 可決	

国会法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

要旨

本法律案は、参議院改革協議会の答申に基づき、参議院に国政の基本的事項に関し長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができること、調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続すること並びに調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めること。

趣旨説明

一、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする事及び調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選すること。

二、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用すること。

三、本法律は、第百五回国会の召集の日から施行すること。

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、一般の参議院改革協議会の答申に基づき、参議院にふさわしい審議を行う機関として、新たに国政の基本

的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであります。

本案は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の賛同の下に立案されたものであり、日本共産党は、委員会のほかに調査会を設ける必要性は認められない等の理由から本案の発議には加わっておりません。

以下、本案の内容について申し上げます。

まず第一に、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続することとしております。

なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとしております。

第二に、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとし、また、調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選することとしております。

第三に、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用する

こととしております。

なお、附則において、本改正は第百五回国会の召集の日からこれを施行することとしておりますほか、関係法律について所要の整備を行うこととしております。

以上が、本案の趣旨及びその内容でございます。何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

- 1 立法事務費の月額六十万円を六十五万円に改める。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に

関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から、立法事務費の月額を、議員一人につき現行より五万円を引き上げようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、委員会に出頭した参考人と同様に、旅費及び日当を支給しようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から、議員の秘書に支給される勤続特別手当の支給率を改善するとともに、新たに、勤続二十五年以上の秘書に永年勤続特別手当を支給しようとするものであります。

以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）

本案の内容は、次のとおりである。

1 政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、旅費及び日当を支給することとする。

2 本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前掲委員長報告参照

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 勤続五年以上の秘書に支給する勤続特別手当の支給率を勤続五年以上八年未満について五%、以後三年毎に三%ずつ二三%に至るまで加算するよう改めるとともに、勤続二十五年以上の秘書に、新たに七%の永年勤続特別手当を支給することとする。

2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

一九九ページ参照

参議院規則の一部を改正する規則案

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨を御説明いたします。

本案は、今般の国会法の一部改正に伴い、参議院の調査会に関し、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

まず第一に、調査会の設置時期について、調査会は、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するものとしております。

第二に、調査会の公聴会は、調査のため必要があるときに、これを開くことができることとしております。

第三に、法律案提出の勧告について、調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができること、この場合、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載し

た文書を議長に提出しなければならないこと、議長は、これを適當の委員会に送付することとしております。

以上のほか、調査報告書、議院への報告、専門的知識を有する職員の配置について、それぞれ規定を置くとともに、調査会の組織、運営等について、委員会の理事、小委員会、参考人、委員派遣等所要の規定を準用することとしております。

なお、附則において、本改正は国会法の一部改正施行の日、すなわち、第百五回国会の召集の日から施行することとしておりますほか、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程について所要の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及びその内容でございます。
何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。

○科学技術特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
59	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、三七	付託 六、五〇 可決 六、五二 可決	付託 六、四七 可決 六、五八 可決 六、五九	衆議院 六、四七 衆本会議 六、四七
74	研究交流促進法案	衆	三、一〇	付託 四、五 可決 五、三 可決 五、四	付託 四、九 可決 四、八 可決 四、三	衆議院 四、九 衆本会議 四、八 衆本会議 四、三

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提出日	参議院	衆議院	備考
9	原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	稲村稔夫君 三 名 (六、五、九)	六、五、三	付託 六、五九 未	付託 六、五二 (予) 可決	
101国会 7	海洋開発基本法案	塩出啓典君 二 名 (五、四、三)		付託 六、三四 未	付託 六、三四 未	
101国会 8	海洋開発委員会設置法案	塩出啓典君 二 名 (四、三)		付託 三、四 未	付託 三、四 未	

衆議院議員提出法律案（一件）

13	原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	外 関 （六、四五） 晴正君 名	提出者 （月 日）	予備送本院へ提	出月日	付月日 六、四一八	参 議 院	衆 議 院	備 考
				付委員 託議 六、四一八 （予）			議 員 会 本 会 議 決 議	議 員 会 本 会 議 決 議	撤 六、五、八 （委員会許可） 回

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に対応し、核燃料物質又は放射性廃棄物の廃棄について十分な安全の確保を図りつつこれを計画的に進めるため、廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設け規制の規定整備を図るとともに、原子力施設の検査、核燃料物質の運搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定検査機関等に溶接の検査等を行わせることができるようにするほか、改正に伴う規定の整備を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

一、放射性廃棄物の廃棄の事業に関する規定の新設

(一) 廃棄の事業の許可等

- 1 放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分する「廃棄物埋設の事業」、放射性廃棄物を最終的な処分がされるまでの間管理する等の「廃棄物管理の事業」を行おうとする者は、それぞれ内閣総理大臣の許可を受けなければならないこと。
- 2 内閣総理大臣は許可を行うに際しては、慎重な安全審査を行うとともに、原子力委員会及び原子力安全委員会の見解を聴き、これを十分に尊重して行わなければならないこと。

(二) 廃棄物埋設に関する確認等

廃棄物埋設事業者は、埋設しようとする廃棄物及び廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けなければならないこと。

(三) 設計及び工事の方法の認可等

廃棄物管理事業者は、政令で定める廃棄物管理施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受け、かつ、使用前に内閣総理大臣の検査に合格しなければならないこと。

四 その他

廃棄事業者を原子力損害の賠償に関する法律上の原子力事業者と位置づけ、廃棄の事業に係る原子力損害賠償責任を一元的に負わせること。

二、原子力施設に関する検査等の規定の整備

(一) 溶接の方法及び検査等

原子力施設の検査業務のうち、溶接検査については、国の指定する検査機関が行えるようにするとともに、核燃料物質等の運搬の際の確認、放射性廃棄物に関する確認の業務のうち定型的な業務についても、同様に、国の指定する確認機関が行えるようにすること。

(二) その他

指定機関の指定基準及び指定機関に対する監督等について所要の規定を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に伴って生ずる核燃料物質または核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関し、十分な安全確保を図りつつ、これを計画的に進めるため、廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設けるなど、その規制に関し、所要の規定の整備を図り、また、原子力施設の検査、核燃料物質の運搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定機関に溶接検査等を行わせることができるようにするなど、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気事業者等の発生者責任の担保、低レベル放射性廃棄物の陸地処分安全性、高レベル放射性廃棄物の処理処分技術の開発、海外への再処理委託

に伴う返還廃棄物対策、青森県の核燃料サイクル施設の立地問題及び原子炉の安全確保対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに、学識経験者及び地元関係者による参考人の意見聴取を二度行うなど、長時間にわたる熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員からそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して志村理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事、民社党・国民連合を代表して山田委員からそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、放射性廃棄物の処理処分が適切かつ確実に行われるための七項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

研究交流促進法案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図るため、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

(1) 「試験研究機関等」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究を行う国の機関で政令で定めるものをいう。

(2) 「研究公務員」とは、研究職（補助者を除く。）並びに教育職（国立大学の教員を除く。）、医療職又は自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者をいう。

二、外国人の研究公務員への任用

試験研究機関等の専ら研究に従事するハイレベルの研究公務員（防衛庁の職員を除く。）に外国人を任用できるようにすること。

三、研究集会への参加

研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出席の道を開くこと。

四、研究公務員に関する国家公務員等退職手当法の特例

共同の研究開発の促進のため、研究公務員を休職により研究組合、民間企業等の研究に従事させる場合の退職手当上の不利益をなくすこと。

五、国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与

共同の研究開発の促進のため、受託研究に係る特許権等研究成果の取り扱いを改善すること。

六、国際共同研究に係る特許発明等の実施

外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、相互に無償又は廉価による使用を認めることができるようにすること。

七、国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄

外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる損害賠償請求権を相互に放棄できるようにすること。

八、国有施設の使用

研究交流の促進を図るため特に必要がある場合で、試験研究機関等が行っている研究と密接な関連を有し、その推進が特に有益であると認められる試験研究を行う者

に対し、試験研究機関等の施設を廉価で使用させることができるようにすること。

九、配慮事項

国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました研究交流促進法案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する国と国以外の者との交流を促進するために、必要な措置を講じることにより、我が国における科学技術に関する試験研究の効率的推進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案に防衛庁職員を含めた理由、軍事目的の研究とのかかわり方、S D I 研究との関連、民間企業等と国の試験研究機関との研究交流のあり方及び研究公務員の人材確保策等、広範にわたり、熱心な質疑が

行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員から、それぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して岡部理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事から、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、研究交流の促進に当たつての五項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

16	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	六月、二、五	付託委員会 六月、二、六 (予)可決	議決委員会 六月、三、七 可決	議決本会議 六月、三、二〇 可決	
					付託委員会 六月、二、五	議決委員会 六月、三、五 可決	議決本会議 六月、三、六 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

22	番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	衆議院	備考
		公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 (六一、五一六)	六月、五、七	六月、五、三	付託委員会 六月、五、三 可決	議決委員会 六月、五、三 可決	議決本会議 六月、五、三 可決	
						付託委員会 六月、五、三 可決	議決委員会 六月、五、三 可決	議決本会議 六月、五、三 可決	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

委員長報告

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国政選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の状況に応じ、実情に即するよう改めることを主な内容とします。委員会上おきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付基準の改善等の問題について熱心な質疑を行いました。質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、衆議院議員の定数は正
(一) 当分の間、衆議院議員の定数は、五百十二人（現行五百十一人）とする。
- (二) 当分の間、衆議院議員の次の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

1 定数を増員すべき選挙区

- 北海道第一区 六人（現行 五人）
 - 埼玉県第二区 四人（現行 三人）
 - 同 第四区 四人（現行 三人）
 - 千葉県第一区 五人（現行 四人）
 - 同 第四区 四人（現行 三人）
 - 東京都第十一区 五人（現行 四人）
 - 神奈川県第三区 四人（現行 三人）
 - 大阪府第三区 五人（現行 四人）
- 2 定数を減員すべき選挙区

- 秋田県第二区 三人（現行 四人）
- 山形県第二区 三人（現行 四人）
- 新潟県第二区 三人（現行 四人）
- 同 第四区 二人（現行 三人）
- 石川県第二区 二人（現行 三人）
- 兵庫県第五区 二人（現行 三人）
- 鹿児島県第三区 二人（現行 三人）

(三) 当分の間、隣接選挙区との境界を変更すべき衆議院議員の選挙区については、和歌山県海草郡の区域（現行 和歌山県第一区）は和歌山県第二区に属するもの

とし、愛媛県伊予市及び伊予郡の区域（現行 愛媛県第一区）は愛媛県第三区に属するものとし、大分県大分郡挾間町の区域（現行 大分県第一区）は大分県第二区に属するものとする。

以上の措置により、衆議院議員の選挙区別議員一人当たりの人口の最高（神奈川県第四区）と最低（長野県第三区）との格差は、二・九九倍となるものである。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとする。

委員長報告

公職選挙法の一部を改正する法律案について委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、当面の暫定措置として、衆議院議員の総定数は一人増員して五百十二人とする事、また、議員一人当たりの人口の著しい格差を是正し、三倍未満とするため、八選挙区において各一名増員し、七選挙区において各一名の減員を行い、三選挙区の区域について隣接選挙区との境界変更を行うことを内容とするものであります。

なお、法律の施行日は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとしております。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長三原朝雄君より趣旨説明を聴取したのち、質疑を行いました。

質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するのではないか、抜本改正の時期、内容及び二人区、六人区の解消についてどう考えているか、改正案による格差二・九九倍は憲法の要求する選挙権の平等に反しないか、衆議院の選挙区は郡市を単位としているのに、挟間町のみを大分県第二区に編入したのはなぜか、衆参同日選挙は憲法に違反しないかなどの問題が取り上げられました。

これらの論点のうち、総定数増の問題につきましては、違憲状態を速やかに解消するため止むを得ない暫定措置であり、増員数がたとえ最少数の一人であるとしても、現在国、地方を通じて行政の効率化、減量化が推進されている時期に増員されることは、甚だ遺憾に存せられるところでありまして、国民の批判は強いものがあります。

委員会においても、この点の改正は遺憾であるとの指摘

があつたところでありますが、これに対しては、提案者より、「今回の改正は暫定措置であるので、御指摘の点については、抜本改正を行う際、定数の増員は行わないということ而努力してきた経緯をふまえ、議員総定数の見直しにあたりたい」旨の決意の表明がありました。

質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、上野委員、民社党・国民連合を代表して井上委員より、原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金丸委員、公明党・国民会議を代表して多田委員より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して山中委員より修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○補助金等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考	
4	国の補助金等の臨時特例等に関する法律案	衆	六、二四	付委員会 六、四、八	議委員会 六、四、二六 議本会議 六、五、七	付委員会 六、三、〇 議委員会 六、四、六 議本会議 六、四、七	備考 六、三、〇 衆本会議趣旨説明 四、八 参本会議趣旨説明

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、補助率等の引き下げ（四十四法律）

昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引

き下げる。

なお、この対象となる地方公共団体に対し、事務事業の執行、財政運営に支障のないよう財政金融上の措置を講ずる。

二、一般財源化（二法律）

地方公共団体の事務事業として同化定着している補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振りかえを行う。

三、特別会計への国庫負担金等の繰り入れの特例（三法律）

昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度にお

いて、厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れの特例を定めるとともに、地震再保険、自賠責再保険に係る事務費についての一般会計からの繰り入れは行わないこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とするなどの修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、補助金等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定めたものであります。

その内容は、第一に、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引き下げるとともに、その対象となる地方公共団体の運営に支障を生じないよう財政金融上の措置を

講ずること。第二に地方公共団体の事務又は事業として同化定着している補助金及び負担金を整理し、地方公共団体の一般財源措置に振りかえること。第三に昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事務等に対する国庫負担の繰り入れの特例を定めること等、四十九項目、四十八本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は去る一月二十四日、国会に提出され、四月十七日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会を設置し、四月十八日竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十一日より中曽根内閣総理大臣並びに係関係大臣等の出席を求め、総括質疑を行ったのを初め、一般質疑、締めくくり総括質疑を行う等慎重かつ熱心に審議を行ってまいりました。その間、四月二十三日地方自治体関係者、学識経験者等六名の参考人の出席を求めて意見聴取と質疑を行いました。

質疑のうち主なものを申し上げますと、まず、本法律案に関する質疑として、法案成立の遅れによる地方自治体への影響と対策、法案の提出時期及び一括化の妥当性と国会審議権の関係、補助金問題検討会報告の問題点、今回引き

下げた補助率の暫定期間経過後の取り扱い、補助率引き下げによる地方自治体への負担転嫁と住民福祉への影響、暫定期間中に見合う財源補てん策、国と地方自治体の役割分担の見直し、年金事業への国庫負担繰入停止と返済計画の策定等の質疑がありました。

次に財政問題に関する質疑として、昭和六十五年度赤字公債脱却の可能性、財政支出の後年度先送り、補正予算の編成、零細補助金の整理、低金利時代に見合つた資金運用部資金の見直し、社会保障特別会計の創設、退職者医療制度による国民健康保険の赤字補てん等について質疑がありました。

さらに、経済問題に関する質疑として、総合経済対策の効果、実質経済成長率四％達成の可能性と根拠、公共事業前倒しと下期事業の確保、経済構造調整研究会報告の性格と政府施策との関連性、経済構造調整による国内への影響、行き過ぎた円高防止策、適正な為替レート実現のための協調介入のあり方、米国経済の動向とドル暴落の可能性等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

四月二十六日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して倉田委員が賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもつて当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（一二三件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
10	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	六、二、四	付託 委員 議決	付託 委員 議決	衆議院 六、四、八 衆本会議趣旨説明
25	老人保健法等の一部を改正する法律案	衆	二、二、四		社会労働 四、二、二 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 四、二、二
53	日本国有鉄道改革法案	衆	三、三		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九
54	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案	衆	三、三		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九
55	新幹線鉄道保有機構法案	衆	三、三		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九
56	日本国有鉄道清算事業団法案	衆	三、三		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九
57	日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案	衆	三、三		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九
69	鉄道事業法案	衆	三、一、八		運輸 五、九 衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、九

78	75	72	71	70	番号
地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案	国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案	地方自治法の一部を改正する法律案	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	日本国有鉄道改革法等施行法案	件名
"	"	"	"	衆	院議先
三二五	三二〇	三一九	三一八	六、三二八	月 提出 日
					付委員 託会
					議委員 決会
					議本 決議
内閣 四七	社会労働 四一八	地方行政 四二五	地方行政 五二三	運六、 輸五、 九	付委員 託会
継 統 審 査	継 統 審 査	未 了	継 統 審 査	継 統 審 査	議委員 決会
					議本 決議
	衆本会議趣旨説明 四一八	衆本会議趣旨説明 四二五	衆本会議趣旨説明 五二三	衆本会議趣旨説明 六、五、九	備考

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
15	日本鉄道株式会社法案	外嶋 崎 讓 君 (六、四、五)	六、五、九		付 委 員 託 會 議 決 議 本 會 議 決	付 委 員 託 會 議 決 議 本 會 議 決	
16	日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案	外嶋 崎 讓 君 (四、五)	五、九				六、五、九 衆本會議 趣旨説明
17	日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案	外嶋 崎 讓 君 (四、五)	五、九				
23	環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパイクタイヤの使用の禁止等に関する法律案	戸田 菊 雄 君 (五、二)	五、九			環 境 五、九 繼 統 審 査	

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	付託委員会	議決委員会	議決本会議	備考
1	ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案	馬場六富君 外 六	六、五、八	/	/	可決 六、五、九	
2	森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案	成相善十君 外 八	五、一六	/	/	可決 五、一六	

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議（決議第一号）

去る四月下旬、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えている。

よつて、政府は速やかに関係諸国と協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めること。

二、国際原子力機関を中心とし、事故の原因究明、情報分

析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場合の国際的対応のあり方について討議し、早期実現を図ること。

三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に事故の教訓を十分反映させること。また、環境放射能調査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期すること。

右決議する。

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議（決議第二号）

緑の維持・培養、水資源の確保、大気浄化、保健休養、国土保全等森林の有する公益的機能の維持増進に対する国民の要請は急速に高まっている。

しかるに、わが国の森林・林業は、木材需要の低迷、外材の輸入、林業諸経費の増嵩、山村の過疎化、林業労働力の減少及び森林づくりへの意欲の低下等により、健全な森林の育成に欠かせない間伐・保育の遅れがめだつなど、その生産活動が停滞し、水資源の確保をはじめ森林の有する多角的機能の高度発揮に支障をきたしている。

国有林野事業は、長い間、林産物の計画的・持続的供給、公益的機能の発揮、農山村地域振興への寄与等その使命を果たしてきたが、財務事情が悪化し、その改善方策を講ずることが急務となっている。

また、最近の国際環境の変化は、森林・林業・林産業に悪影響を及ぼすことも懸念される。

さらに、近年、森林・緑資源が世界的に急速に減少しつつあり、この状態がつづくならば将来において地球的規模

で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人類にとつて重要な課題となっている。

よつて政府は、緑豊かな国づくりと国産材時代を展望して、木材需要の拡大、木材産業の活性化、間伐・保育の促進、林道網の整備、国民参加による森林整備の推進等による森林・林業・林産業の健全な育成と国有林野事業の経営改善のため、財源措置を含め検討し、積極的な施策の推進を図るとともに、森林資源の維持・造成について国際協力の一層の拡充を図るべきである。

右決議する。

三六 請願の審議経過

(1) 請願件数表

計													委員		備考						
	経済 対フイ リビ ン 援助	沖繩 ・北 方	選 挙 制 度	災 害 対 策	科 学 技 術	予 算	建 設	運 輸	商 工	農 林 水 産	社 会 勞 働	文 教	大 蔵	外 務		法 務	地 方 行 政	内 閣	委 員 会 付 託	採 択	不 採 択
三三三三一	三	一五	一六	一	六	五	三〇	一一二五	二四	九八八	一二七	三五六	九三	三八	九二	二九二	一六七	〇	〇	一二五	一六七
三七五	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	二六	五	八	一五五	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二九五六	三	一四	一六	一	六	五	三〇	一一八九	二五	一六	八三三	一一八	三五六	九三	三四	九二	一二五	〇	〇	〇	〇
三七五	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	二六	五	八	一五五	〇	〇	四	〇	〇	一六七	〇	〇	〇	一六七
提出総数は三三三三三件、取下げ二件													内閣に送付するを要しないもの二								

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

一六七件

- 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第一一〇一七号）
- 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願（第一一〇一七号外七件）
- シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願（第四五号外六八件）
- 台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に関する請願（第一八二号）（内閣に送付するを要しないもの）
- 台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願（第三〇六号外三〇件）
- 石川県の寒冷地手当改善に関する請願（第六六六号外一件）
- 新潟県朝日村の寒冷地手当改善に関する請願（第一〇八八号外三件）
- 新潟県下田村の寒冷地手当改善に関する請願（第一〇八九号外三件）
- 長野県木祖村の寒冷地手当改善に関する請願（第一〇九〇号）
- 長野県檜川村の寒冷地手当改善に関する請願（第一〇九一七号）
- 栃木県の寒冷地手当改善に関する請願（第一一〇一七号）
- 長野県諏訪郡富士見町の寒冷地手当改善に関する請願（第一一〇一七号）
- 兵庫県宍粟郡千種町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願（第一一〇一八号）
- 兵庫県宍粟郡波賀町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願（第一一〇一九号）
- 岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願（第一一九四号）
- 元軍人軍属恩給欠格者に対する恩給の支給等に関する請願（第一二四九号）
- 兵庫県の寒冷地手当改善に関する請願（第一三一一号）
- 台湾出身元日本兵等に対する補償及び救済制度の早期確立に関する請願（第一四一七号）
- 傷病恩給等の改善に関する請願（第一四一八号外二五件）
- 富山県宇奈月町の寒冷地手当是正に関する請願（第一五〇七号）

台湾人元日本軍人軍属に関する請願（第三二六五号）
（内閣に送付するを要しないもの）

○法務委員会

四件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する
請願（第一三〇五号外三件）

○文教委員会

九件

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第二七号）
学校給食制度の根幹堅持に関する請願（第二八号）
公立の小学校及び中学校における事務職員、学校栄養職員
の人件費等の義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
（第五七号）
私学助成の充実に関する請願（第五八号）
私学助成の大幅拡充に関する請願（第一一二号）
過大規模学校の分離促進に関する請願（第一一三号）
学校事務職員及び学校栄養職員について現行の義務教育費
国庫負担制度維持に関する請願（第一一四号）

現行学校給食制度の維持に関する請願（第一四二〇号）
私学助成制度の充実強化に関する請願（第一四二二号）

○社会労働委員会

一五五件

保育所制度の充実に関する請願（第一号外二八件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一九三号外二
八件）

国立腎センター設立に関する請願（第六〇二号外一一件）
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第
一六八八号外二三件）
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第
一六八九号外二三件）
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第
一六九〇号外二三件）
小規模障害者作業所の助成に関する請願（第二二四一号外
一〇件）
高齢者福祉の充実に関する請願（第三〇八四号外一件）
精神障害者福祉法の制定に関する請願（第三一七九号）

○農林水産委員会

八件

松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する請願

(第三六号)

農用地開発公団の存続に関する請願(第二二二六号外二件)

森林・林業の活性化に関する請願(第二二二七号外三件)

○商工委員会

五件

中小企業・下請企業に対する円高緊急対策に関する請願

(第一一九号)

中小企業の円高不況対策に関する請願(第二四七号外三件)

○運輸委員会

二六件

運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願(第三九

九号)

韓国漁船の取締り強化等に関する請願(第一四二二二号)

車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第一

六八二号外二三件)

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一件

北方領土返還促進に関する請願(第一二二三号)

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十一年

二月二十一日 金曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件及び総理府関係の施策に関する件について後藤田内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件について江崎総務庁長官から、
防衛庁の基本方針に関する件について加藤防衛庁長官からそれぞれ説明を聴いた。

○地方行政委員会

昭和六十一年

三月 六日 木曜日

地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について小沢国務大臣から所信を聴いた。
昭和六十一年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月 二日 水曜日

地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について小沢国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

四月 三日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について小沢自治大臣、政府委員、資源エネルギー庁、厚生省、国土庁、文部省及び文化庁当局に対し質疑を行った。

四月二十二日 火曜日

昭和六十一年度の地方財政計画に関する件について小沢自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

○法務委員会

昭和六十一年
三月 六日 木曜日

法務行政の基本方針について鈴木法務大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

三月二十五日 火曜日

法務行政の基本方針に関する件（裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）と一括議題）について鈴木法務大臣、政府委員、警察庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

三月二十七日 木曜日

法務行政の基本方針に関する件（裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）と一括議題）について鈴木法務大臣、政府委員、最高裁判所、法務省、労働省、外務省、国税庁、文部省、警察庁、自治省、通商産業省、会計検査院及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

四月二十四日 木曜日

死刑確定者に対する信書発受及び接見の制限に関する件、裁判官の憲法感覚と厚木基地訴訟に関する件、新左翼に対する右翼民族派団体の実力行動に関する件、夫婦別氏制導入問題等に関する件、簡易裁判所の制度見直し等に関する件、ウタリ保護施策等に関する件及び日本燃糸工業連合会汚職事件と国会議員の職務権限等に関する件等について鈴木法務大臣、政府委員、最高裁判所、警察庁、労働省、厚生省、自治省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和六十一年
二月十四日 金曜日

財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

三月 七日 金曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について竹下大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和六十一年

二月二十五日

火曜日

文教行政の基本施策に関する件について海部文部大臣から所信を聴いた。
昭和六十一年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月二十日

木曜日

文教行政の基本施策に関する件について海部文部大臣、政府委員、厚生省、防衛庁及び郵政省当局に対し質疑を行った。

三月二十七日

木曜日

臨時教育審議会における審議状況に関する件について政府委員及び参考人臨時教育審議会会長岡本道雄君に対し質疑を行った。

いじめ問題等に関する件について参考人全日本中学校長会会長鈴木誠太郎君、日本教職員組合書記長中小路清雄君、町田市立忠生中学校校長長谷川義縁君、荒川区立荒川第四中学校教諭能重真作君及び日本青少年研究所長千石保君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

五月八日

木曜日

臨時教育審議会の教育改革に関する第二次答申に関する件について参考人臨時教育審議会会長岡本道雄君及び同審議会会長代理石川忠雄君に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和六十一年

三月 六日 木曜日

厚生行政の基本施策に関する件及び昭和六十一年度厚生省関係予算に関する件について今井厚生大臣から所信及び説明を聴いた。
労働行政の基本施策に関する件及び昭和六十一年度労働省関係予算に関する件について林労働大臣から所信及び説明を聴いた。

三月 二十日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について林労働大臣、政府委員及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行った。

三月二十五日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について今井厚生大臣、政府委員、文部省、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十一年

二月 二十日 木曜日

昭和六十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件について羽田農林水産大臣から所信を聴いた。

三月 二十日 木曜日

昭和六十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件について羽田農林水産大臣、政府委員、国土庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

三月二十五日 火曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について羽田農林水産大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

四月 十七日 木曜日

日ソ漁業交渉の経過について羽田農林水産大臣から報告を聴いた。

北洋漁業対策に関する決議を行った。

五月 八日 木曜日

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○商工委員会

昭和六十一年

二月 十四日 金曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について平泉経済企画庁長官から所信を聴いた。
昭和六十年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について高橋公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

三月 二十日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣、平泉経済企画厅长官、高橋公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、農林水産省、食糧庁、水産庁、防衛庁、大蔵省、労働省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

五月 二十日 火曜日

円高対策に関する件、中小企業対策に関する件、地方経済の振興に関する件、住宅と市街地再開発に関する件、国内炭政策に関する件、原子力発電所の安全性に関する件、LST（揚陸艦）修理問題に関する件、大規模小売店舗出店調整に関する件、フィリピンからの木材輸入に関する件等について渡辺通商産業大臣、平泉経済企画厅长官、政府委員、建設省、国土庁、科学技術庁及び林野庁当局に対し質疑を行った。

五月二十二日 木曜日

円高対策に関する決議を行った。

○運輸委員会

昭和六十一年

三月 六日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

運輸行政の基本施策に関する件について三塚運輸大臣から所信を聴いた。

昭和六十一年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 二十日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について三塚運輸大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、運輸省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○逓信委員会

昭和六十一年

二月二十五日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

郵政行政の基本施策に関する件について佐藤郵政大臣から所信を聴いた。

三月 二十日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件、春闘賃上げに対する郵政省の基本姿勢に関する件、預貯金金利の自由化と郵貯資金の自主運用に関する件、少額貯蓄非課税制度の存続に関する件、郵政三事業の分割民営化に関する件、第一種電気通信事業における公正競争の在り方に関する件、政府保有 N T T 株式の売却問題に関する件、市内通話料金の値上げ及び番号案内の有料化問題に関する件、郵貯の限度額管理の在り方に関する件、簡保の加入限度額引上げ問題に関する件、国際放送の拡充強化方策に関する件、テレビ放送番組の質的向上方策に関する件、N T T エレクトロニクス・テクノロジー(株)の S D I 第三次調査団への参加問題に関する件、電気通信分野における日米貿易摩擦問題に関する件、N T T の資材調達問題に関する件、郵政省非常勤職員の労働条件の改善に関する件、N T T の営業活動姿勢に関する件、電気通信事業への新規参入状況に関する件、電波監理審議会の在り方に関する件、オンライン・ネットワークの安全性・信頼性対策に関する件等

○建設委員会

について佐藤郵政大臣、政府委員、大蔵省、外務省当局、参考人日本電信電話株式会社取締役・経営企画本部長高橋節治君、同社常務取締役山口開生君、同社電話企画本部副本部長小川伸夫君及び同社取締役・通信機器事業部長山本千治君に対し質疑を行った。

昭和六十一年

三月

六日

木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について山崎国土庁長官、北海道開発庁長官及び江藤建設大臣から所信を聴いた。

○国民生活・経済に関する調査特別委員会

昭和六十一年

二月

二十日

木曜日

(生活条件整備検討小委員会)

二月二十八日

金曜日

(技術革新に伴う産業・雇用)

大都市圏における緑地、オープンスペース、街並み及び景観の保全・形成について政府委員、建設省及び国土庁当局から説明を聴いた後、政府委員、建設省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

新素材産業の展望及び研究開発の課題について東京大学工学部教授柳田博明君及び株式会社第一證券経済研究所所長山本秀之君から意見を聴いた後、両君に対し質疑を行った。

構造検討小委員打合せ)

四月 十一日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

総合経済対策等に関する件について平泉経済企画庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同長官、政府委員、大蔵省、農林水産省、資源エネルギー庁、中小企業庁、建設省、通商産業省、国土庁、労働省、郵政省当局及び参考人日本銀行副総裁三重野康君に対し質疑を行った。

四月二十三日 水曜日

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

(技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会)

四月二十五日 金曜日

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員長梶木又三君から、

高齢化社会に関する件について高齢化社会検討小委員長糸久八重子君から、生活条件整備に関する件について生活条件整備検討小委員長海江田鶴造君からそれぞれ報告を聴いた。

四月二十五日 金曜日

高齢化社会に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

(高齢化社会検討小委員会)

<p>四月二十五日 金曜日 (生活条件整備検討小委員会)</p> <p>五月 十四日 水曜日</p>	<p>生活条件整備に関する件について調査報告書を提出することを決定した。</p> <p>国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。</p>
---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

○外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

<p>昭和六十一年 二月 十二日 水曜日 (国際経済問題小委員会)</p> <p>二月 十四日 金曜日 (外交問題小委員会)</p> <p>三月 五日 水曜日 (安全保障問題小委員会)</p> <p>四月二十三日 水曜日</p>	<p>経済摩擦に関する件について外務省、大蔵省及び経済企画庁当局から説明を聴き、外務省、大蔵省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。</p> <p>外交問題に関する件について意見の交換を行った。</p> <p>安全保障問題に関する件について意見の交換を行った。</p> <p>外交・総合安全保障に関する件について中曽根内閣総理大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五月 十四日 水曜日

安全保障問題に関する件について安全保障問題小委員長安孫子藤吉君から、外交問題に関する件について外交問題小委員長大木浩君から、

国際経済問題に関する件について国際経済問題小委員長大木正吾君からそれぞれ報告を聞いた。外交・総合安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。

五月 十四日 水曜日

(安全保障問題小委員会)

安全保障問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

五月 十四日 水曜日

(外交問題小委員会)

外交問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

五月 十四日 水曜日

(国際経済問題小委員会)

国際経済問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

○科学技術特別委員会

昭和六十一年

三月 七日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について河野科学技術庁長官から所信を聞いた。

四月 十一日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について参考人の出席を求めるところを決定した後、河

○環境特別委員会

五月 七日 水曜日

野科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、総務庁当局及び参考人宇宙開発事業団副理事長園山重道君に対し質疑を行った。

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する件について河野科学技術庁長官から報告を聴いた後、同長官、政府委員、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行った。
ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議を行った。

昭和六十一年
三月 五日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策について森環境庁長官から所信を聴いた。

昭和六十一年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について森環境庁長官、政府委員、農林水産省、総務庁、通商産業省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

三月二十八日 金曜日

五月 十四日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について森環境庁長官、政府委員、林野庁、厚生省、通商産業省、気象庁及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和六十一年

二月 七日 金曜日

新潟県能生町の雪崩災害等に関する件について山崎国土庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、同件、雪害対策に関する件等について政府委員、林野庁、建設省、科学技術庁、厚生省、気象庁、自治省、消防庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

三月二十八日 金曜日

災害対策の基本施策に関する件について山崎国土庁長官から所信を聴いた。
昭和六十一年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月二十三日 水曜日

峰温泉菊水館火災に関する件、奥日光男体山の崩壊防止対策に関する件、熊本県の寒波による果樹災害対策に関する件、防災マップに関する件、火山観測体制の強化に関する件等について山崎国土庁長官、政府委員、消防庁、林野庁、建設省及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十一年
四月

三日 木曜日

昭和六十一年度沖繩及び北方問題に関しての施策について安倍外務大臣、江崎総務庁長官及び古賀沖繩開発庁長官から所信を聴いた。

○エネルギー対策特別委員会

昭和六十一年

三月二十五日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

エネルギー対策の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣及び河野科学技術庁長官から所信を聴いた。

昭和六十一年度エネルギー対策関係予算について政府委員、運輸省、文部省及び農林水産省当局から説明を聴いた。

エネルギー対策の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣、河野科学技術庁長官、政府委員、外務省、労働省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事植松邦彦君に対し質疑を行った。

五月二十一日 水曜日

第八次石炭政策に関する決議を行った。

○ 対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会

昭和六十一年

四月二十四日 木曜日

フィリピンに対する経済援助等に関する件について安倍外務大臣、平泉経済企画庁長官、大久保
会計検査院長、政府委員、会計検査院当局、参考人海外経済協力基金総裁細見卓君、同基金理事
熊谷和秀君及び国際協力事業団総裁有田圭輔君に対し質疑を行った。

五月 十六日 金曜日

フィリピンに対する経済援助等に関する件について安倍外務大臣、平泉経済企画庁長官、政府委
員、会計検査院、総務庁、外務省当局、参考人海外経済協力基金総裁細見卓君及び同基金理事熊
谷和秀君に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覧

役員		召集日	会期中選任
議長		木村 睦男君	
副議長		阿具根 登君	
常任委員 長	内閣	亀長 友義君	
	地方行政	増岡 康治君	
	法務	二宮 文造君	
	外務	最上 進君	
	大蔵	山本 富雄君	
	文教	林 寛子君	
	社会労働	岩崎 純三君	
	農林水産	成相 善十君	
	商工	下条 進一郎君	
	運輸	鶴岡 洋君	
	逓信	大森 昭君	
	建設	小山 一平君	
	予算	安田 隆明君	
	決算	丸谷 金保君	
	議院運営	遠藤 要君	
懲罰	森田 重郎君		
特別委員 長	国民生活	山田 譲君	
	外交・安保	植木 光教君	
	科学技術	馬場 富君	
	環境	矢田部 理君	
	災害対策	志 苦 裕君	
	選挙制度	原 文兵衛君	
	沖縄・北方	夏目 忠雄君	
	エネルギー	沢田 一精君	
フィリピン	61.4.11 設置	田中 正巳君 (61.4.11)	
補助金		嶋崎 均君 (61.4.15)	
事務総長		加藤木 理勝君	

※ 補助金等に関する特別委員会は 61.5.7 消滅

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 61.5.22 現在)

会 派	議員数	①昭61.7.7 任期満了			②昭64.7.9 任期満了		
		全 国	地 方	計	比 例	選 挙	計
自由民主党・自由国民会議	138(7)	19(2)	49(1)	68(3)	20(4)	50	70(4)
日 本 社 会 党	42(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	12(1)	21(2)
公 明 党 ・ 国 民 会 議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)
日 本 共 産 党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)
民 社 党 ・ 国 民 連 合	14(1)	4	3	7	4	3(1)	7(1)
新 政 ク ラ ブ	3	0	1	1	1	1	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	0	1	1	1	2
サ ラ リ ー マ ン 新 党	2	0	0	0	2	0	2
各派に属しない議員	4(1)	2(1)	1	3(1)	0	1	1
欠 員	5	4	1	5	0	0	0
合 計	252(19)	50(5)	76(3)	126(8)	50(9)	76(2)	126(11)

※ ()内は婦人議員数